

小金井市第5次男女共同参画行動計画
推進状況調査報告書
(令和2年度実績)

令和3年12月

小 金 井 市

はじめに

小金井市では、小金井市第4次男女共同参画行動計画に引き続き「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする男女共同参画の実現をめざして」を基本理念とし、平成29年3月に「小金井市第5次男女共同参画行動計画」を策定しました。

この報告書は、令和2年度における各施策の具体的な事業の実績をまとめたものです。

令和3年12月

平成8年12月3日
告示第99号

男女平等都市宣言

私たちは、誰もが人間として尊ばれ、また、自らの個性にあった生き方を自由に選択できる社会を願っています。

そのため、個人の尊厳と両性の平等を基本理念として社会的、文化的、歴史的な性差を排し、職場、家庭、学校、地域などすべての領域での真の平等をめざして、ここに「男女平等都市」を宣言します。

- 1 私たちは、人権を尊重し、互いの性を認め支えあい、いきいきと充実した人生がおくれる男女平等の「小金井市」をめざします。
- 1 私たちは、一人ひとりが共に個性や能力を発揮し、社会のあらゆる分野に男女が共同参画できる「小金井市」をめざします。
- 1 私たちは、男女が共にかげがえのない地球の環境を守り、平和と平等の輪を世界へ広げる「小金井市」をめざします。

目 次

I 第5次男女共同参画行動計画の概要

1 基本理念	1
2 基本目標	2
3 計画の位置付け	3
4 計画の性格	3
5 計画の期間	4
6 施策の体系	5

II 第5次男女共同参画行動計画の推進状況調査（令和2年度実績）

1 推進状況調査の概要	6
2 推進状況調査結果の概要	7
3 推進状況調査結果（事業別一覧）の見方	8
4 推進状況調査結果（事業別一覧）	10

基本目標 I 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる

主要課題1 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透

施策の方向(1) 人権・男女平等の意識改革の推進	10
--------------------------	----

施策の方向(2) 男女共同参画の基盤となる人権の尊重	12
----------------------------	----

主要課題2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進

施策の方向(1) 教育の場における男女平等教育の推進	14
----------------------------	----

施策の方向(2) 生涯を通じた男女平等教育の推進	14
--------------------------	----

主要課題3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援

施策の方向(1) 暴力の未然防止の意識づくり	16
------------------------	----

施策の方向(2) 被害者支援の推進	18
-------------------	----

施策の方向(3) 相談・連携体制の整備・充実	18
------------------------	----

主要課題4 ストーカーやハラスメント、虐待等への適切な対応と対策

施策の方向(1) ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への対策の推進	20
---	----

主要課題5 生涯を通じた心と身体の健康支援

施策の方向(1) 女性のライフステージに応じた健康づくり	22
------------------------------	----

施策の方向(2) 性差や年代に応じた心と体の健康づくり	24
-----------------------------	----

主要課題6	困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	
施策の方向(1)	各家庭の状況等に応じた支援	28
施策の方向(2)	自立した生活への支援	28
基本目標Ⅱ	ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす	
主要課題1	働く場における男女共同参画の推進	
施策の方向(1)	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に向けた環境づくり	30
施策の方向(2)	働く場における男女平等の推進	30
主要課題2	家庭における男女共同参画の推進	
施策の方向(1)	育児支援体制の整備	32
施策の方向(2)	介護等への支援体制の整備	34
施策の方向(3)	男性の家庭・地域活動への参画促進	36
主要課題3	女性の活躍と多様な働き方への支援	
施策の方向(1)	女性の就労に関する支援	38
主要課題4	市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進	
施策の方向(1)	地域づくり活動における男女共同参画の推進	40
基本目標Ⅲ	男女共同参画を積極的に推進する	
主要課題1	政策・方針決定過程への男女の参画	
施策の方向(1)	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	42
主要課題2	市民参加・協働による男女共同参画の推進	
施策の方向(1)	市民参加・協働による事業展開	42
主要課題3	推進体制の充実・強化	
施策の方向(1)	市内の男女平等の推進	44
施策の方向(2)	計画の推進体制の強化	44
5	配布・配架等一覧表	46

Ⅲ 資料

1	行政委員会及び審議会等における女性の割合（令和3年4月1日現在）	52
2	男女共同参画の視点からの表現に係る調査結果（令和2年度）	54

I 第5次男女共同参画行動計画の概要

1 基本理念

人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする 男女共同参画の実現をめざして

本市がめざすべき男女共同参画社会は、「男女が互いにその人権を尊重し、認め合い支え合いながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができ、また、一人ひとりが輝いて生きることができる社会」です。

第4次男女共同参画行動計画では、「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする 男女共同参画の実現をめざして」を理念に掲げ、特に以下の二つのテーマが重要であるとの認識のもとに、さまざまな取組を進めてきました。

一つめのテーマは「人権尊重」です。暴力のない社会、さらには、女性・男性・子ども・高齢者・障がい者・外国人、その他あらゆる人々の多様性を認め合い、人が人として尊重され、健康を享受し、ともに参画する社会は、男女共同参画社会の実現の基本となるものです。

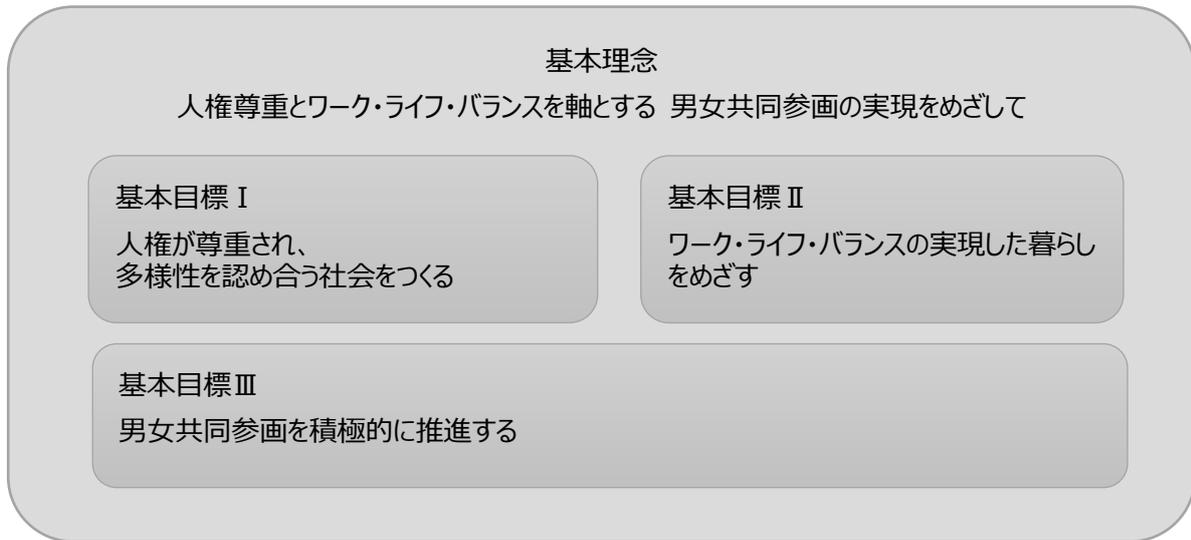
二つめのテーマは「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」です。少子・高齢化、人口減少社会の中で今後も持続可能な社会を築いていくための重要な課題となっています。地域や職場でいきいきと男女が活躍できること、仕事や家事・育児・介護の多重負担を強いられることがないようにすること、また、男性の意識や長時間労働といった男性中心型の労働慣行等を変えていくことなどは、固定的な性別役割分担意識の解消を図る男女共同参画社会の実現に向けて欠かせないものとなります。

個人も、家庭も、地域社会も、この「人権尊重」と「ワーク・ライフ・バランス」に留意しながら、その実現を支える啓発・支援・環境整備等の仕組みをさらに充実し、新しいライフスタイルを創っていくを通し、意識と実態が伴った男女共同参画社会を形成していくことが必要です。

これらの点を踏まえ、本計画の基本理念は、これまでの計画に引き続き「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする 男女共同参画の実現をめざして」と定めます。

2 基本目標

本計画の基本理念を具体的に推進していくため、基本目標を以下のとおり定めます。



基本目標Ⅰ 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる

人権と多様性が尊重される社会づくりに向け、生涯を通じた男女平等意識の醸成と男女共同参画の学びへの支援や、男女の健康支援、困難を抱えるさまざまな人への支援を進めます。

「小金井市配偶者暴力対策基本計画」に対応したDVの未然防止と被害者の保護・自立に向けた支援の一体的な推進を図るとともに、ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等を含めた男女共同参画社会の実現を阻む暴力を根絶するための取組に努めます。

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

男女がともに、仕事、家庭生活、地域活動等、あらゆる分野に参画し、自分らしい生き方に対して主体的な選択を可能にする生活環境をつくります。

「女性活躍推進法」に定められた市町村女性活躍推進計画を取り込み、職業生活における女性の活躍支援、男性中心の労働慣行の変革に向けた意識改革、仕事と家庭の両立を支える保育や介護サービス基盤の充実に取り組みます。

基本目標Ⅲ 男女共同参画を積極的に推進する

市民と行政が強力なパートナーシップのもと、それぞれの立場で男女共同参画を理解し、責任を共有することで、総合的・計画的に男女共同参画を推進します。

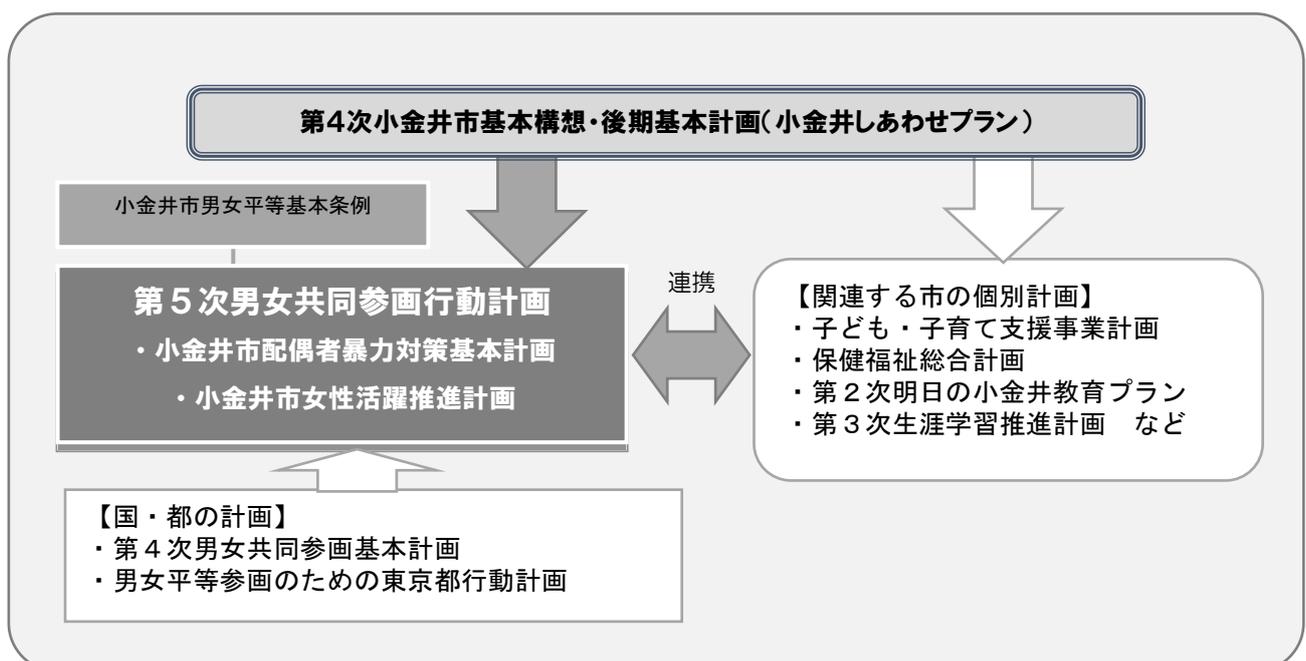
また、小金井市特定事業主行動計画に基づき、市内事業所のモデルとなるよう、庁内の男女共同参画を推進します。

3 計画の位置付け

- ・本計画は、「小金井市男女平等基本条例」第10条第1項に基づく「男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画」です。
- ・本市の第4次小金井市基本構想・後期基本計画（小金井しあわせプラン）における施策の大綱の一つである「豊かな人間性と次世代の夢を育むまち（文化と教育）」の個別計画として策定します。
- ・本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」とします。
- ・本計画の一部は、「DV防止法」第2条の3第3項（DV防止法第28条の2の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に基づく「市町村基本計画」としても位置付けます。
- ・本計画の一部は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」としても位置付けます。

4 計画の性格

- ・本計画は、本市におけるこれまでの取組を引き継ぎ、発展させ、あらゆる分野で男女共同参画を推進していくための計画として、本市が行う施策の基本的な方向や具体的な内容を体系化し明らかにしたものです。
- ・本計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」、東京都の「男女平等参画のための東京都行動計画」の内容を踏まえて策定しています。
- ・本計画は、本市が策定する他の関連計画と連携・調整をはかりながら策定しています。
- ・本計画は、市民意識調査結果、市民懇談会・パブリックコメントによる意見、小金井市男女平等推進審議会の意見等、市民の意見を尊重して策定しています。



5 計画の期間

・本計画の期間は、平成29年度（2017年度）から令和2年度（2020年度）までの4年間とします。ただし、国内外の社会情勢の変化や法制度等の改正等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

(計画の期間)

平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
第4次男女共同参画行動計画				第5次男女共同参画行動計画			
第4次小金井市基本構想							
前期基本計画			後期基本計画				
				(国) 第4次男女共同参画基本計画			
(都) 男女平等参画のための東京都行動計画							

6 施策の体系

基本目標	主要課題	施策の方向
I 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる	1 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透	(1)人権・男女平等の意識改革の推進 (2)男女共同参画の基盤となる人権の尊重
	2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進	(1)教育の場における男女平等教育の推進 (2)生涯を通じた男女平等教育の推進
	3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援 (小金井市配偶者暴力対策基本計画)	(1)暴力の未然防止の意識づくり (2)被害者支援の推進 (3)相談・連携体制の整備・充実
	4 ストーカーやハラスメント、虐待等への適切な対応と対策	(1)ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への対策の推進
	5 生涯を通じた心と身体の健康支援	(1)女性のライフステージに応じた健康づくり (2)性差や年代に応じた心と体の健康づくり
	6 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	(1)各家庭の状況等に応じた支援 (2)自立した生活への支援
II ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす	1 働く場における男女共同参画の推進	(1)ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に向けた環境づくり (2)働く場における男女平等の推進
	2 家庭における男女共同参画の推進	(1)育児支援体制の整備 (2)介護等への支援体制の整備 (3)男性の家庭・地域活動への参画促進
	3 女性の活躍と多様な働き方への支援	(1)女性の就労に関する支援
	4 市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進	(1)地域づくり活動における男女共同参画の推進
III 男女共同参画を積極的に推進する	1 政策・方針決定過程への男女の参画	(1)政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	2 市民参加・協働による男女共同参画の推進	(1)市民参加・協働による事業展開
	3 推進体制の充実・強化	(1)庁内の男女平等の推進 (2)計画の推進体制の強化

Ⅱ 第5次男女共同参画行動計画の推進状況調査（令和2年度実績）

1 推進状況調査の概要

【目的】

第5次男女共同参画行動計画を総合的かつ計画的に推進し、実効性のあるものとするため、事業を検証、評価する。また、小金井市男女平等基本条例第11条でも、男女平等社会の形成の現況及び男女共同参画施策の実施状況についての報告書を毎年、作成し、公表するものとしている。

【調査事業】

第5次男女共同参画行動計画に掲載されている109事業

基本目標Ⅰ 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる（60事業）

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす（35事業）

基本目標Ⅲ 男女共同参画を積極的に推進する（14事業）

【対象課】

第5次男女共同参画行動計画に掲載されている21課

企画財政部（2課）：企画政策課、広報秘書課

総務部（3課）：地域安全課、職員課、管財課

市民部（4課）：市民課、コミュニティ文化課、経済課、保険年金課

福祉保健部（4課）：地域福祉課、自立生活支援課、介護福祉課、健康課

子ども家庭部（3課）：子育て支援課、保育課、児童青少年課

学校教育部（2課）：学務課、指導室

生涯学習部（3課）：生涯学習課、図書館、公民館

【調査項目】

○実施内容

○自己評価（対前年度実績）

A＝充実・強化（事業を新たに実施した。または充実した。）

B＝前年度同様（前年度と同様の内容で実施した。）

C＝縮小

D＝未着手（該当事業に取り組まなかった。）

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、事業回数等が減となったものは評価C、事業が中止となったものは評価Dを原則としている。

○男女共同参画の視点

（効果があったと思われる男女共同参画の視点を「○」で選択 複数回答可）

①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成

②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成

③男女の生活の安定と自立を促す取組

- ④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
- ⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり
- ⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進
- 自己評価と効果（達成度）の理由及び前年度比
- 男女共同参画のための今後の課題や推進の方向性

2 推進状況調査結果の概要

この一覧表は、担当課が令和2年度に行った事業に対して、前年度に比べての自己評価結果及び「男女共同参画の視点」に立った評価を実施し、基本目標別に集計したものです。

目 標	事業数		自己評価				効果があったと思われる男女共同参画の視点					
	a	b	A	B	C	D	①	②	③	④	⑤	⑥
基本 目標 Ⅰ	60事業 【52事業】	99事業 【79事業】	8事業 (10.1%)	42事業 (53.2%)	23事業 (29.1%)	6事業 (7.6%)	24事業 (15%)	14事業 (8.8%)	40事業 (25%)	41事業 (25.6%)	7事業 (4.4%)	34事業 (21.2%)
基本 目標 Ⅱ	35事業 【29事業】	54事業 【42事業】	7事業 (16.6%)	21事業 (50.0%)	13事業 (31.0%)	1事業 (2.4%)	15事業 (17.1%)	19事業 (21.6%)	20事業 (22.7%)	7事業 (8%)	15事業 (17%)	12事業 (13.6%)
基本 目標 Ⅲ	14事業 【14事業】	19事業 【19事業】	2事業 (10.5%)	13事業 (68.4%)	3事業 (15.8%)	1事業 (5.3%)	10事業 (25%)	6事業 (15%)	0事業 (0%)	0事業 (0%)	12事業 (30%)	12事業 (30%)
計	109事業 【91事業】	172事業 【140事業】	17事業 (12.1%)	76事業 (54.3%)	39事業 (27.9%)	8事業 (5.7%)	49事業 (17%)	39事業 (13.6%)	60事業 (20.8%)	48事業 (16.7%)	34事業 (11.8%)	58事業 (20.1%)

※事業数は（上記 a 欄）109 事業ですが、評価対象となる事業数は【 】内の91 事業です。1 事業に対して複数課が担当課になっている場合を含めると（上記 b 欄）172 事業、評価対象事業は140 事業あります。

※効果があったと思われる男女共同参画の視点は複数回答可としているため、重複して選択している項目もあります。

※表中の（ ）内の割合（%）は、上記 b 欄の【 】内の評価対象事業数を基に算出しています。（小数点第二位を四捨五入）

※効果があったと思われる男女共同参画の視点で割合が高かった視点を  で示しています。

3 推進状況調査結果（事業別一覧）の見方（例）

欄外に、「基本目標」、「主要課題」、「施策の方向」、「施策」を記載しています。

担当課が実施した内容を記載しています。

参加者数の記載については、可能な限り男女別の人数を明記し、事業目的の達成感を測る指標の一つとしています。

「番号」「事業名」「事業内容」「担当課」を記載しています。

基本目標 I 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる

主要課題1 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透

施策の方向(1) 人権・男女平等の意識改革の推進

施策① 人権・男女平等に関する広報・啓発活動の推進

番号	事業名	事業内容	担当課	実施した内容	
(2)	男女平等に関する各種啓発資料の作成・活用	男女平等基本条例など、男女共同参画に関する理解促進を図るため、各種啓発資料を作成・活用します。		男女共同参画情報誌「かたらい」52・53号を発行 発行部数 各号2,600部 市町関係機関、医師会会員、歯科医師 役等 計398箇所 ポスター記録集を発行 市町関係機関、学校、市施設等 計174	
			・新成人向け啓発資料の作成・配布	企画政策課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
			・男女共同参画シンポジウム等を通じた男女平等基本条例等の周知	企画政策課	こがねいパレットの参加者(57人)へ男女平等都市宣言資料を配布した。 こがねいパレット記録集に男女平等都市宣言を掲載し周知を図った。 こがねいパレット記録集を発行部数 400部
(5)	人権に関する講演会等の開催	人権尊重の意識の浸透と定着を図るため、女性の人権や多様な性への理解などさまざまな人権をテーマに講演会等を開催します。			
			・人権に関する講演会の開催	広報秘書課	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施せず。
			・人権作文発表の実施	広報秘書課	実施なし
		・人権啓発物品の配布	広報秘書課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照	
(6)	男女共同参画シンポジウムの開催	男女共同参画シンポジウムを開催し、男女共同参画の意識啓発を行います。	企画政策課	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施せず。	
(8)	メディア・リテラシーに関する普及・啓発	市報などを通じて広く市民にメディア・リテラシーに関する啓発を行い、人権尊重と性差別防止を図ります。	企画政策課	市報5月1日号「みんなのひろば」において、「男女平等に配慮した表現とメディアリテラシー」と題した記事を掲載し、メディア・リテラシーの重要性及び人権が尊重され、多様な個性を発揮できるように普及・啓発を促した。	
(9)	★情報モラル教育の充実	学習指導要領に基づき、児童・生徒に対して男女平等の視点を盛り込んだ情報モラル教育を実施します。	指導室	携帯電話会社、警察等と連携し、セーフティ教室を実施するなど、各校において情報モラル教育を推進した。	

新規事業には事業名に「★」マークを記しています。

事業を実施したことにより、「効果があったと思われる男女共同参画の視点」を以下の6項目から選択しています。(複数回答可)

【効果があったと思われる男女共同参画の視点】

- ① 固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成
- ② 仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成
- ③ 男女の生活の安定と自立を促す取組
- ④ 課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
- ⑤ 男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり
- ⑥ 他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

対前年進捗度の自己評価を記載しています。

- 自己評価 (対前年進捗度) について
- A=充実・強化 (事業を新たに実施した。または充実した。)
- B=前年度同様 (前年度と同様の内容で実施した。)
- C=縮小
- D=未着手 (該当事業に取り組まなかった。)

事業を実施していく上での、今後の課題や推進の方向性を記載しています。

事業を実施したことにより、得られた効果や達成度の理由を記載しています。

自己評価(対前年進捗度)※1	効果があったと思われる男女共同参画の視点(効果視点)※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B	○	○		○		○	『かたらい52号』では、「働き方も生活も新しく、私らしく～生命を守り、生活の中心となったテレワーク～」、「いくつになっても夢をあきらめない」の2つを企画記事として掲載した。 『かたらい53号』では、「『男らしさ』について考える」をテーマにインタビュー及び寄稿を掲載した。 『第34回こがねいバレット記録集』は、当日の内容と、男女共同参画に賛同する団体の紹介等を掲載した。 「かたらい」及び「こがねいバレット記録集」の発行を通し、男女平等意識の啓発を行うことができた。 (前年度比) 配布先・発行部数は前年同様	今後も情報誌及び記録集を発行し、男女共同参画に関する理解促進を図る。 また、市報及び市ホームページへ掲載し、周知を図っていく。 上記方法に加え、twitterの活用についても検討を進めていく。
C	○	○					講演会参加者等に対し男女平等基本条例等の周知を行うことができた。 (前年度比) 資料の配布機会 男女共同参画シンポジウム中止により前年より減 こがねいバレット記録集の発行部数 前年同様	周知を進めていくため、講演会や市報及び市ホームページを利用し、男女共同参画の理解促進を図っていく。また、男女共同参画への理解を進めるため、周知方法や周知の機会を検討していく。
D							当該事業は東京都人権啓発活動区市町村補助金を活用し実施しているが、東京都より「屋内における集合型の啓発活動については原則中止」とする旨の通知に基づき中止とした。	実施内容の充実を図りながら、事業の継続を図る。
D							平成26・27年度の人権講演会において、集客効果を期待して人権作文コンテスト受賞者の表彰及び発表を合わせて実施したが、期待した結果が得られなかったことと、受賞者は東京都大会にて表彰及び発表の機会があることに加え、作文の内容によっては、市内という限られた区域での発表は個人情報保護の観点から相応しくないケースも想定されることから、29年度以降は実施しないこととした。	左記の理由により、今後は実施しない。
D							新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施せず。 (前年度比)参加者 0%(女性△25人 男性△10人)	令和元年度実績の際に掲げた、集客を増やせるよう、テーマ設定やポスターデザインを工夫するなど周知方法を検討するという課題は今後も継続のうえ、多くの市民へ男女共同参画の意識啓発をできるよう努めていく。
C	○					○	市報により人権尊重・男女平等意識の普及・啓発を行った。 前年度は講演会を開催し啓発を行ったが、今年度は例年同様の内容であったため。	男女の性差別、偏見の助長、固定的な考えを防止するため、引き続き市報を活用し広く市民に普及・啓発を図っていく。
B	○						一人一台のパソコン端末配布が12月に完了し、使い方のルールとともに情報モラルに関する学習を行う機会が増えた。 (前年度比) 小・中学校全14校実施＝前年度同様	情報モラルを指導する際、インターネット上における人権侵害や男女平等の視点を盛り込むようにする。

4 推進状況調査結果(事業別一覧)

基本目標Ⅰ 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる

主要課題1 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透

施策の方向(1) 人権・男女平等の意識改革の推進

施策① 人権・男女平等に関する広報・啓発活動の推進

※1 自己評価(対前年進捗度)

A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)

B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)

C=縮小

D=未着手(該当事業に取り組みなかった。)

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容	
(1)	人権に関する啓発資料の作成・活用	人権尊重の意識の浸透と定着を図るため、人権に関する啓発資料を作成・活用します。	・人権週間意識啓発事業用リーフレット(市民及び小中学校教職員配布用)の作成	広報秘書課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
			・「小金井市子どもの権利に関する条例」リーフレット(小学生版・中学生以上版)の作成・配布	児童青少年課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
(2)	男女平等に関する各種啓発資料の作成・活用	男女平等都市宣言・男女平等基本条例など、男女共同参画に関する理解促進を図るため、各種啓発資料を作成・活用します。	・情報誌「かたらい」、「こがねいパレット」記録集の発行・配布	企画政策課	男女共同参画情報誌「かたらい」52・53号を発行 発行部数 各号2,600部 配布先 東京都・区市町関係機関、医師会会員、歯科医師会会員、学校、市施設等 計398箇所 第34回こがねいパレット記録集を発行 発行部数 400部 配布先 東京都・区市町関係機関、学校、市施設等 計174箇所
			・新成人向け啓発資料の作成・配布	企画政策課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
			・男女共同参画シンポジウム等を通じた男女平等基本条例等の周知	企画政策課	こがねいパレットの参加者(57人)へ男女平等都市宣言資料を配布した。 こがねいパレット記録集に男女平等都市宣言を掲載し周知を図った。 こがねいパレット記録集を発行部数 400部
(3)	人権・男女平等に関する図書・資料の収集と活用	人権・男女平等に関する図書や関係資料の収集に努めます。また、収集した図書や関係資料の貸し出し・閲覧など活用を図ります。	・女性談話室における各種資料の配架	企画政策課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
			・男女共同参画週間に合わせた図書館におけるテーマ図書の展示等	図書館	人権・男女平等に関する図書類や関係資料の収集に努めたほか、男女共同参画週間に合わせてテーマ図書を31冊展示し、6冊の利用があった。
(4)	情報誌「かたらい」の発行・周知	市民編集委員の参加による男女共同参画情報誌「かたらい」を発行し、市施設や市内医療機関等で配布するなど広く周知します。	企画政策課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照	

施策② 人権・男女平等に関する講演会等の開催 【重点施策】

(5)	人権に関する講演会等の開催	人権尊重の意識の浸透と定着を図るため、女性の人権や多様な性への理解などさまざまな人権をテーマに講演会等を開催します。	・人権に関する講演会の開催	広報秘書課	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施せず。
			・人権作文発表の実施	広報秘書課	実施なし
			・人権啓発物品の配布	広報秘書課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
(6)	男女共同参画シンポジウムの開催	男女共同参画シンポジウムを開催し、男女共同参画の意識啓発を行います。	企画政策課	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施せず。	
(7)	「こがねいパレット」の開催	男女がともにいきいきと暮らせる社会をめざし、市民実行委員による企画・運営する男女共同参画推進事業「こがねいパレット」を開催します。	企画政策課	市民実行委員8人による企画・運営で、第34回こがねいパレット「ダメでいい、ダメがいい。一ありのままを認めれば子どもたちは最高に輝く」を開催した。 市民実行委員数 8人 参加人数 57人(女性40人、男性17人) 賛同団体 13団体 記録集 400部(令和3年3月発行)	

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

- ① 固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成
- ② 仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成
- ③ 男女の生活の安定と自立を促す取組
- ④ 課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
- ⑤ 男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり
- ⑥ 他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B	○	○		○		○	『かたらい52号』では、「働き方も生活も新しく、私らしく～生命を守り、生活の中心となったテレワーク～」、「いくつになっても夢をあきらめない」の2つを企画記事として掲載した。 『かたらい53号』では、『男らしさ』について考える」をテーマにインタビュー及び寄稿を掲載した。 『第34回こがねいんべつ記録集』は、当日の内容と、男女共同参画に賛同する団体の紹介等を掲載した。 「かたらい」及び「こがねいんべつ記録集」の発行を通し、男女平等意識の啓発を行うことができた。 (前年度比) 配布先・発行部数は前年同様	今後も情報誌及び記録集を発行し、男女共同参画に関する理解促進を図る。 また、市報及び市ホームページへ掲載し、周知を図っていく。 上記方法に加え、twitterの活用についても検討を進めていく。
C	○	○					講演会参加者等に対し男女平等基本条例等の周知を行うことができた。 (前年度比) 資料の配布機会 男女共同参画シンポジウム中止により前年より減 こがねいんべつ記録集の発行部数 前年同様	周知を進めていくため、講演会や市報及び市ホームページを利用し、男女共同参画の理解促進を図っていく。また、男女共同参画への理解を進めるため、周知方法や周知の機会を検討していく。
B	○					○	男女共同参画週間に合わせて、関連図書や男女共同参画室所蔵資料を、テーマ図書として展示・貸出を行い、来館者に男女共同参画の意識の啓発を行うことができた。	今後も、人権・男女平等の資料の収集に努めるとともに、男女共同参画週間に合わせて、テーマ図書展示及び図書館Twitter等での広報活動を行い、資料の活用にも努める。

D							当該事業は東京都人権啓発活動区市町村補助金を活用し実施しているが、東京都より「屋内における集合型の啓発活動については原則中止」とする旨の通知に基づき中止とした。	実施内容の充実を図りながら、事業の継続を図る。
D							平成26・27年度の人権講演会において、集客効果を期待して人権作文コンテスト受賞者の表彰及び発表を合わせて実施したが、期待した結果が得られなかったことと、受賞者は東京都大会にて表彰及び発表の機会があることに加え、作文の内容によっては、市内という限られた区域での発表は個人情報保護の観点から相応しくないケースも想定されることから、29年度以降は実施しないこととした。	左記の理由により、今後は実施しない。
D							新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施せず。 (前年度比)参加者 0%(女性△25人 男性△10人)	令和元年度実績の際に掲げた、集客を増やせるよう、テーマ設定やポスターデザインを工夫するなど周知方法を検討するという課題は今後も継続のうえ、多くの市民へ男女共同参画の意識啓発をできるよう努めていく。
A	○		○			○	子育てを切り口にありのままにいられることの大切さをテーマとし、若い世代を含め、前年よりも多くの方に参加いただけた。 参加者数は前年度から増加し、アンケートの結果では、「良かった」と回答した方が96%と満足度が高かった。また、初めてこがねいんべつに参加した75.5%の人に、男女共同参画の意識啓発を行うことができた。 (前年度比)市民実行委員 △1人 参加者 150(女性+15人 男性+4人) 賛同展示団体 +1団体 記録集 前年同数	市民実行委員とともに、毎年異なるテーマや内容を企画し、多くの方に賛同団体の協力を得ながら、よりたくさんの方への男女共同参画の啓発を行っていく。

※1 自己評価(対前年進捗度)

A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)

B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)

C=縮小

D=未着手(該当事業に取り組まなかった。)

施策の方向(2) 男女共同参画の基盤となる人権の尊重

施策① メディア・刊行物等への配慮

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容	
(8)	メディア・リテラシーに関する普及・啓発	市報などを通じて広く市民にメディア・リテラシーに関する啓発を行い、人権尊重と性差別防止を図ります。	企画政策課	市報5月1日号「みんなのひろば」において、「男女平等に配慮した表現とメディアリテラシー」と題した記事を掲載し、メディア・リテラシーの重要性及び人権が尊重され、多様な個性を發揮できるように普及・啓発を促した。	
(9)	★情報モラル教育の充実	学習指導要領に基づき、児童・生徒に対して男女平等の視点を盛り込んだ情報モラル教育を実施します。	指導室	携帯電話会社、警察等と連携し、セーフティ教室を実施するなど、各校において情報モラル教育を推進した。	
(10)	表現ガイドラインの周知と活用	「男女共同参画の視点からの表現の手引き」を周知するとともに、市が発行する刊行物等での適切な表現を使用することを促します。	・市ホームページにおける手引きの周知	企画政策課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
			・職員研修等庁内における手引きの周知	企画政策課	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、新入職員への新任研修は中止となったが、資料の配布を行った。庁内に「男女共同参画の視点からの表現に係る調査」を行い、市刊行物への「男女共同参画の視点からの表現の手引き」に沿った適切な言葉や表現の使用について、周知を図った。
			・男女平等の視点を取り入れ、男女のバランスに配慮した市報等の発行	広報秘書課	市報等にイラストや写真を掲載する際、男女平等の視点を取り入れる。月2回、1日・15日に発行。令和2年度は1,587,700部発行(令和2年4月15日号～令和3年4月1日号)

施策② 人権尊重における相談対応の充実

(11)	男女平等に関する苦情・相談の受付	男女平等に関する苦情処理窓口の設置により、男女平等を阻害する苦情、相談に対応します。	企画政策課	市報(年2回)及びホームページに男女平等に関する「苦情」・「相談」の窓口等の情報について掲載し、男女平等に関する苦情処理の仕組みを図解でわかりやすく周知した。専門知識のある男女平等苦情処理委員が苦情処理を行うことができる体制を整えている。	
(12)	人権侵害等に対する相談の実施	性による差別を含む人権侵害を始め、市民の苦情・相談を幅広く受け付け、人権問題の解決等に努めます。	・人権・身の上相談、市民相談	広報秘書課	人権・身の上相談 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施せず(法務局の電話・インターネット相談を案内した。)市民相談 240回1,252件
			・女性総合相談	企画政策課	生活を営む中で直面している様々な悩みについて、専門の女性カウンセラーによる相談の場を年間59日177コマ提供し、ひとりで悩むことなく相談を通して解決方法を見出していただけるように助言等を行った。緊急事態宣言中は電話での相談のみとしたが、緊急事態宣言ではない期間は相談者の希望により面談での相談も実施した。子どもの保育が必要な相談者には保育を利用できる環境を整えている。市報、市ホームページ、情報誌等により、相談窓口の周知を行った。延べ相談件数 135件 保育利用件数 0件

施策③ 多文化共生のまちづくり

(13)	外国人相談の実施	市内に居住する外国人の日常生活に関する相談・情報提供など、専門の相談員による外国人相談を実施します。	広報秘書課	専門の相談員による外国人相談 0回0件 窓口に来られた際、タブレット端末等で対応できたことにより、専門相談に至らないケースは数件あった。	
(14)	人権・平和に関する講演会等の開催	人権・平和に関する映画会や講演会等を開催します。さまざまな視点から市民により広く周知、啓発していくことで、多文化共生への理解を図ります。	広報秘書課	非核平和映画会(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施せず) 原爆写真パネル展 参加者359名(男193名、女166名) 横断幕掲出(市内5か所) 7/10～8/16 原爆死没者への黙とう 平和行事参加の旅(平和記念式典への参列ができなくなったため中止) 小金井平和の日記念行事(オンライン開催)	
(15)	国際理解教育の推進	市内小・中学校において、留学生や地域に住む多様な文化や習慣を持つ外国人との交流活動を実施します。	指導室	オリンピック・パラリンピック教育の一環として国際理解教育を推進した。また英語科や外国語活動において世界の多様な文化や習慣について、ALTとともに理解を深めた。(小・中学校全14校)	
(16)	在住外国人との交流の推進	多文化共生社会への理解を深めるため、外国籍市民との各種国際交流事業や公民館を活用した学びにおける国際交流事業を実施します。	・日本語スピーチコンテスト、うどん打ち体験会等	コミュニティ文化課	飲食や多くの人が集まるイベントは新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施せず、例年実施している日本語スピーチコンテストを出場者(出場者8名+審査員)のみで開催(動画を後日市ホームページで公開)した。そのほか、少人数で国際理解講座「伝わる!やさしい日本語を学ぼう」を開催(参加者:17名)した。
			・生活日本語教室、国際理解講座等	公民館	【緑分館】 ○生活日本語教室は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施せず。 ○国際交流イベント「スリランカを知ろう」(全4回)参加者18人(男性4・女性14) 延べ66人参加

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成

②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成

③男女の生活の安定と自立を促す取組

④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援

⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり

⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
C	○						市報により人権尊重・男女平等意識の普及・啓発を行った。 前年度は講演会を開催し啓発を行ったが、今年度は例年同様の内容であったため。	男女の性差別、偏見の助長、固定的な考えを防止するため、引き続き市報を活用し広く市民に普及・啓発を図っていく。
B	○						一人一台のパソコン端末配布が12月に完了し、使い方のルールとともに情報モラルに関する学習を行う機会が増えた。 (前年度比) 小・中学校全14校実施＝前年度同様	情報モラルを指導する際、インターネット上における人権侵害や男女平等の視点を盛り込むようにする。
B	○						前年と同様に新入職員へ資料を配布した。庁内全課に対し、市刊行物への適切な言葉や表現の使用について確認し、改めて周知を行うことができた。	全庁に市刊行物に適切な言葉や表現を用いていくように継続して周知を図り、ガイドラインの活用を進めていく。
B	○						特段指定のあるものを除き、男女のバランスのとれたイラスト・写真を掲載することができた。	掲載内容の充実を図りながら、事業の継続を図る。

B						○	前年と同様に市報及び市ホームページを活用し周知を行い、相談があった際の対応体制を整えた。	市報やホームページ等を通して周知を継続し、公平に適切かつ迅速に処理できる体制を維持していく。
C		○	○	○			新型コロナウイルス感染症対策として、人権擁護委員の派遣が中止されたため、人権・身の上相談は中止となった。 (前年度比) 人権・身の上相談 14回21件→中止 市民相談 240回1,252件→243回1,269件	より利用しやすくなるよう実施方法の見直しを図りながら、事業の継続を図る。
A			○	○			相談者延べ件数は前年度比113.4%であった。 周知方法は前年同様に行ったが、相談者の希望に沿って、可能な範囲で面談での相談体制を取った。 電話相談のみの期間が一定期間あったためか、保育の利用希望実績はなかった。 (前年度比) 延べ相談件数 113.4% 保育利用件数 △8件	市報・市ホームページや刊行物等とおし、できるだけ多くの方が利用できるよう周知を行っていく。

A			○	○			タブレット端末の導入により、専門相談以外の相談環境の充実を図ることが出来た。 例年、利用件数が少ない。周知方法等の検討を行う。 (前年度比) 0件→0件	他市の状況、代替案の必要性等、総合的に検討を行う。
C	○						新型コロナウイルス感染症拡大に伴い中止となった事業もあったが、昨年度は中止となった小金井平和の日記念行事をオンライン開催で実施するなど、人権尊重や平和の尊さについて啓発することができた。	実施内容の充実を図りながら、事業の継続を図る。
B	○						外国の文化や習慣の多様性について理解が進むとともに、言語を含め外国への関心を高めることができた。 (前年度比) ALT派遣 ・小学校中学年 1クラス18コマ ・小学校高学年 1クラス35コマ ・中学校 1クラス6コマ	各校の取組について、学校間の情報共有を促進し、内容の充実を図る。
C	○						新型コロナウイルス感染症拡大で、参加者数の増はかなわなかったが、国際交流及び国際理解を推進する事業を実施し、市民の人権意識の醸成につなげることができた。	感染症対策に努めつつ、できる範囲で交流ができるようイベント内容を検討する。
C			○				気軽に参加可能な場を提供し、国際交流の推進と異文化へ触れる機会が作れた。 (前年度比)延べ参加者数82.5%	引き続き、各種イベントを開催し、公民館を活用した国際交流事業を継続して実施する。

※1 自己評価(対前年進捗度)

A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)

B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)

C=縮小

D=未着手(該当事業に取り組みなかった。)

主要課題2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進

施策の方向(1) 教育の場における男女平等教育の推進

施策① 幼少期や学校教育における男女平等教育・学習の推進

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容
(17)	保育・教育関係者に対する研修の充実	保育園及び小・中学校に勤務する職員を対象に、人権、男女平等・男女共同参画に関する研修を実施します。	職員課	平成26年度の新研修から男女共同参画の科目を新設しているが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施せず。 なお、毎年度、市町村職員研修所で開催している男女共同参画形成研修については、入所2年目の職員を派遣した。
			指導室	教職員を対象に、人権にかかわる研修を実施した。 (初任者研修 1回) (人権教育推進委員会 3回)
(18)	男女平等の視点に立った学校教育の推進	小・中学校における学校活動の中で、男女平等の趣旨を踏まえた人権教育等を推進します。	指導室	各校の人権教育計画に基づき、人権教育プログラムを活用した男女平等教育が推進されるように、人権教育推進委員に対しての研修を実施した。 (人権教育推進委員 3回)
			指導室	男女平等の視点に立った、主体的に進路選択をするための望ましい勤労観・職業観に関わる研修を、教務主任研修会において実施した。 (教務主任研修会にて1回実施)
			指導室	主体的に進路選択をするための望ましい勤労観・職業観に関わる研修を、進路指導主任研修会において実施した。 (進路指導主任研修会にて1回実施)

施策の方向(2) 生涯を通じた男女平等教育の推進

施策① 家庭における教育・学習の推進

(19)	両親学級の充実	妊娠、出産、育児に関する知識の普及、地域の友だち作りへの支援として、妊婦とそのパートナーを対象とした両親学級を開催します。	・平日コース及び土曜日コースの実施	健康課	両親学級 令和2年度実績 実施回数:平日コース(年2回)・土曜日コース(年7回) 平日コース:参加実人数32人(女性:19人、男性13人) 土曜日コース:参加実人数235人(女性:119人、男性116人)
(20)	エンジェル教室・カルガモ教室の開催	育児上の不安の解消・軽減を目的として、育児知識・育児情報の提供、親子で友だち作りへの支援を主眼としたエンジェル教室・カルガモ教室を開催します。		子育て支援課	エンジェル教室 年18回(2日間コース) 参加者 保護者208人(うち父親参加者数7名)、子ども 203人 カルガモ教室 年10回(3日間コース) 参加者 保護者79人(うち父親参加者数1名)、子ども79人 両教室ともに新型コロナウイルス感染症拡大防止のため4~6月は実施せず。
(21)	家庭教育学級の開催	保護者と子どもがともに学習するための場として、市立小中学校のPTA連合会に運営を委託して、家庭教育学級を実施します。		生涯学習課	各小中学校PTAに家庭教育学級を実施を依頼したが、新型コロナウイルス感染症の影響で、開催した小中学校は3校だった。いじめや文化等についてのテーマをもとに企画・実施した。 参加者 600人

施策② 地域・社会における教育・学習の推進

(22)	人権尊重・男女平等の視点を踏まえた各種講座の実施	地域において、人権尊重・男女平等の視点を踏まえたさまざまな講座や学習機会を提供します。		公民館	【本館】「知っていますか？LGBTQ～多様な性、多様な生き方を支える仕組みづくりを！～」参加者17人(性別は聴取せず) 【東分館】「突然はじまる介護とどう向き合うか～あなたがひとりで背負わないために～」4回、参加者13人(男性2・女性11) 延べ39人参加 【貫井北分館】①「コロナ時代の自衛警察から考える人権講座」参加者16人(男性10・女性6)、②「ママ&パパのトリセツ～パートナーの気持ちを知り合おう！家族が笑顔になる秘訣！～」参加者10人(男性4・女性6)、③「セカンドライフのパートナーシップを考える～夫婦のトリセツ～」参加者6人(男性3・女性3)
(23)	男女共同参画に関する講座等の開催支援	市民や市内を中心に活動している団体が、企画・主催する男女共同参画に関する学習会や講座の開催を支援します。	・市職員派遣による出前講座	生涯学習課	市民の方が主催する学習会などに、要請に応じて市役所職員等が出向き説明をする「出前講座」を7回実施した。
			・市民がつくる自主講座(男女共同参画部門)の開催	公民館	【本館】「時短・簡単・衛生的な真空調理」2回、延べ8人(男性0・女性8)参加 「お母さん 明日の魅力ある人生を考えよう」参加者12人(男性0・女性12)

※2 効果があつたと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成

②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成

③男女の生活の安定と自立を促す取組

⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり

④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援

⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があつたと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
C	○						男女共同参画の意識向上を図るため、2年目職員13名(前年度8名)を市町村職員研修所へ派遣し理解を深めたが、新任研修は中止したため。	今後も研修を継続していくとともに、時代背景に合わせた研修内容となるように適宜検討していく。
C	○						人権教育推進委員会を3回実施した。 初任者研修では第2回において「人権教育の理解」をテーマに研修を実施した。 (前年度比) 研修会の回数を縮小した。年4回→年3回	初任者の段階から研修等を通じて教員の人権、男女平等・男女共同参画に対する理解を深めていく。
C	○						人権教育プログラムを参考にしつつ、各教科、特別の教科道徳、特別活動等において教育活動を推進した。 (前年度比) 研修会の回数を縮小した。年4回→年3回	教育課程届出相談等を通じて男女平等教育推進に係る各校の教育活動の充実に努めていく。
B	○						固定的な性別役割分担にとらわれない勤労観・職業観の育成を進めることができた。 (前年度比) 教務主任会 前年度同様	固定的な性別役割分担にとらわれない勤労観・職業観の育成における実践について学校間の情報共有を促し、互いの学校の教育課程に生かすことを通じてキャリア教育の充実に努めていく。
B	○						固定的な性別役割分担にとらわれない勤労観・職業観に基づく進路指導を進めることができた。 (前年度比) 進路指導主任研修会 前年度同様	進路指導における各校の実践を学校間で情報共有することにより、性別にとらわれないことと個々の能力・適性を生かしたきめ細やかな進路指導の実現に努めていく。

C	○	○	○				平日コース参加人数前年比47% 土曜日コース参加人数前年比92% 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一部開催が中止となった。また、密を避けるために1回あたりの定員を減らし、2日間コースを1日間コースに変更することで実施回数を一定数確保した。 なお、女性に対する男性の参加比率については前年度91%に対し、今年度93%と上昇した。	赤ちゃんの沐浴や着替えなどの実習を希望する者が多数おり、新型コロナウイルス感染症を防止し、密を避けながら実施する必要がある。 参加者に対しては、家庭において共に子育てに関わってほしいよう支援する。
C	○		○				親子遊び、保護者同士の交流や情報の提供、育児に必要な知識の普及等を図り、家庭で安心して子育てができる環境づくりにつながった。 感染症の影響で中止や人数制限を行っているため、利用者は前年に引き続き減少となっている。 (前年度比)参加者数 58.9%	初めての親子教室となることが多く、知識のみならず、交流、仲間づくりにつながり満足度の高い事業であり今後も継続実施する。なお、課題となっていた父親の参加者があつた。コロナ禍で家庭での時間が増えたこともきっかけとなっているのではないかと推察している。引き続き周知に努める。
C						○	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校施設の利用が困難となり、回数及び参加者数が減となった。 (前年度比)参加者 △1,798人	今後も保護者、学校の協力を得ながら、事業の実施に向け取り組んでいく。

B	○	○	○	○	○		○男女平等、人権意識、差別解消を育む学習の場の提供が図られた。 ○家庭での役割を男女の区別を無くすための学び合いができた。 ○家庭において、相互理解を深めることができた。 ○参加者から社会の課題講座として相応の評価をいただいた。 (前年度比) 講座回数17.4% 延べ参加者数8.1%	男女共同参画は広範な分野であるため、テーマ・内容は公民館企画実行委員との協議で変わるが、継続して実施したい。
C						○	新型コロナウイルス感染症の影響で、講座の依頼が減った。 (前年度比)実施回数 △17回	市報等でPRを行い、学習の場の提供等を引き続き行う。
C	○	○	○	○	○		新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、承認後に辞退した団体があつたことにより、前年度のレベルを大きく下回った。 (前年度比) 延べ講座回数28.6% 延べ参加者数8.8%	当講座の趣旨を広く市民に周知するため、説明会は複数回実施した。 今後とも目的に沿った講座となるよう継続して支援していく。

※1 自己評価(対前年進捗度)

A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)

B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)

C=縮小

D=未着手(該当事業に取り組みなかった。)

主要課題3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援

施策の方向(1) 暴力の未然防止の意識づくり

施策① DVの防止に向けた情報提供や啓発、早期発見

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容
(24)	DVの防止に向けた啓発と情報提供	DV相談カードの配布や市報・市ホームページ、刊行物などによるDVの防止に向けた啓発と相談窓口に関する情報提供を行います。	企画政策課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
			企画政策課	国の「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせて、市役所第二庁舎において「DV防止普及啓発パネル展」を2週間開催した。DV防止普及啓発パネルの設置や国、都、市などで作成しているポスターやリーフレットの展示・配布を行った。
(25)	医療機関・関係機関への情報提供の充実	医療機関等に通報義務について周知するとともに、DV相談カード等を配付し、相談窓口の周知・情報提供を行います。	企画政策課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
(26)	健診事業や児童虐待防止対策を通じた早期発見	各種健診、訪問・相談事業などさまざまな機会を捉え、迅速に対処できるよう、要保護児童対策地域協議会など関係機関と連携した早期発見・情報提供に努めます。	健康課	妊婦面談 令和2年度実績 802人(実数) 妊婦面談率81.8%(妊娠届980人) 乳児全戸訪問事業で指導員等が家庭訪問した際や乳幼児健診で、アンケートの実施や聞き取りを行った。支援が必要な事案については関係機関と連携し支援方針の検討を実施。 令和2年度訪問延べ件数:2,066件
			子育て支援課	要保護児童対策地域協議会の開催 代表者会議年1回、実務者会議年4回、 個別ケース会議年45回、 要保護児童対策地域協議会研修会は、新型コロナウイルス感染症予防対策として中止

施策② 若い世代への啓発・教育の推進【重点施策】

(27)	小中学校での人権教育の推進	市内小・中学校において、人権教育プログラムを活用し、暴力の未然防止の意識づくりを推進します。	指導室	人権教育プログラムを活用し、ハラスメントの防止について各学校で児童・生徒に指導した。
(28)	デートDV防止対策の充実	デートDVの防止に向けた啓発と相談窓口に関する情報提供を行います。また、若年層に向けた啓発強化に努めます。	企画政策課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
			企画政策課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

- ①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成
 ②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成
 ③男女の生活の安定と自立を促す取組
 ④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
 ⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり
 ⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B			○	○		○	前年度と同様の期間、内容で開催した。 来庁者及び職員に対しDV防止の啓発を行うことができた。	「DV防止普及啓発パネル展」の開催を継続し、引き続きDVの理解、DV防止の啓発を行っていく。
A				○		○	妊娠届出数は前年より5%減少しているが、4月より育児パッケージが1万円上乘せとなり面談希望者が増加。昨年度の面談率は78.3%であったのに対し、今年度は81.8%と増加した。 (前年度比) 妊婦面談率 3.5ポイント増	市民の健康維持・管理のため、また健康に対する不安がある方や経済・生活問題等のある方にも面談の機会を提供し、だれもが安心して出産できるように、継続して実施していく。
C				○		○	新型コロナウイルス感染症予防対策として代表者会議を書面開催し、研修会は中止、実務者会議は時間短縮したため前年同様にはできなかったが、個別検討会議は必要に応じて実施し、連携を密にし早期発見や支援などに努めることができた。 (前年度比) 要対協機関 前年同数	各機関が主体的に対応ができるよう日々の関わりの中で密に連携する。要保護児童対策地域協議会の研修の場を活用し、面前DVを含めた児童虐待の早期発見・早期対応ができるよう努める。

B	○						人権教育プログラムを活用した指導を小・中学校全14校において実施した。 (前年度比) 各校の計画に基づき前年度同様に実施	人権教育プログラムの活用に加え、小金井市子どもの権利に関する条例を活用しつつ、児童・生徒への人権教育を継続して行い、人権に対する正しい理解を図っていく。

※1 自己評価(対前年進捗度)
 A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)
 B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)
 C=縮小
 D=未着手(該当事業に取り組まなかった。)

施策の方向(2) 被害者支援の推進
 施策① 安全確保と自立支援の実施

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容
(29)	被害者の安全確保のための関係機関との連携	庁内関係各課及び警察等関係機関との連携した安全確保に努めます。また、民間シェルターへ財政的支援を行い、被害者の自立支援を推進します。	企画政策課	DV等被害者の安全確保のため、警察や庁内関係各課と連携し対応した。 また、新たに緊急一時保護宿泊費等助成制度を開始した。
(30)	被害者等に関する個人情報保護の支援	DV等被害者からの申出により、住民基本台帳の閲覧制限など支援措置を実施し、関係機関、庁内関係各課と連携した個人情報保護の支援をします。	企画政策課	DV等被害者等からの申出により、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を実施した。 DV等被害者支援の連携強化のため庁内関係各課との情報交換会を開催した。 情報交換会 1回開催
			市民課	DV及びストーカー行為等の被害者からの申出により、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を実施した。
(31)	生活の再建に向けた支援と情報提供	DV被害者の生活再建に向け、関係機関、庁内関係各課と連携した各種相談支援や必要な情報提供に努めます。	企画政策課	関係機関及び庁内関係各課と連携しDV被害者へ必要な支援や自立に向け、情報提供を行った。 庁内関係各課との情報交換会において、情報の共有を図った。 情報交換会の開催 1回 ※再掲No.30
(32)	要保護児童の保育・就学等の支援	DV被害者が養育する子どもの保育や就学等について、児童相談所、子ども家庭支援センター、教育相談所等の関係機関と連携し、支援を行います。	保育課	児童相談所及び子ども家庭支援センターと連携し、保育所入所及び在園している要保護児童への支援を行っている。
			学務課	支援が必要な家庭から相談があった場合は、速やかに就学できるように手続を行った。また、子ども家庭支援センター、相談員、児童相談所等と情報共有等、連携を図った。
			指導室	要保護児童への支援について、校長会等における事例の紹介により、その対処法と理解について深めた。 子ども家庭支援センターと連携し、要保護児童の就学相談を実施した。 (就学相談 6回実施)

施策の方向(3) 相談・連携体制の整備・充実
 施策① 相談体制の整備・強化

(33)	女性総合相談の活用	女性が生活の中で直面しているさまざまな悩みを相談できる場として、女性総合相談を実施します。また、民間支援組織等の情報収集に努め、相談を通じ必要に応じた情報提供を行います。	企画政策課	女性総合相談を実施し、女性の抱えるさまざまな悩みを相談できる環境を整えるとともに、民間支援組織等の情報を相談者へ提供し、また、市ホームページにおいて周知した。 延べ相談件数135件 ※再掲No.12
(34)	男性に対する相談支援窓口に関する情報提供	市報・市ホームページや刊行物等を通じて、男性に対する相談支援窓口に関する情報提供を行います。	企画政策課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
(35)	相談対応能力の向上	関係機関による研修会等へ参加し、DVに関する動向を把握するなど職員の相談対応能力の向上に努めます。	企画政策課	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、関係機関による研修会は中止となった。 参加者延べ 0人

施策② 連携体制の充実

(36)	庁内及び関係機関との情報共有・連携の強化	関係各課における情報共有や、状況に応じた警察等関係機関との情報共有など、連携強化に努めます。	企画政策課	関係機関情報交換会において、都、警察、他市と配偶者からの暴力等による被害者の支援等について情報共有を図った。 男女共同参画施策推進行政連絡会議等にて関係各課へ情報提供を行った。
(37)	配偶者暴力相談支援センターに関する機能の研究	国・東京都等の情報誌等を活用し、他自治体の配偶者暴力相談支援センターに関する情報を収集します。	企画政策課	国や都からの情報を通じて、都内の配偶者暴力相談支援センターに関する情報を収集を行った。

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成

②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成

③男女の生活の安定と自立を促す取組

⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり

④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援

⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B			○	○		○	民間シェルターからの申出はなかった。 緊急一時保護宿泊費等助成制度の運用を開始した。 (前年度比)助成等額 前年より減	被害者が安全で安心して生活できるよう、警察や庁内関係各課との連携を密に行っている。
B			○	○		○	毎年開催している情報交換会で、漏洩事例等の情報共有を行い、意識共有を図った。 また、庁内の関係課と連携して、被害者の支援及び生活の安定を図るための意識の共有と理解促進を図ることができた。 (前年度比)情報交換会の開催 前年同数	関係機関、庁内の関係各課と連携し、被害者支援に必要な支援を行っている。
B					○		支援措置を実施することにより、被害者の個人情報保護を推進することができた。	継続して支援措置を実施する。
B			○	○		○	庁内関係各課との情報交換会により各課との連携を確認し、DV等被害者への必要な支援や情報提供を行うことができた。	関係機関、庁内の関係各課と連携し、被害者支援に必要な支援を行っている。
B		○	○	○		○	待機児童が多い中、出来る限り入所への配慮を行うとともに、在園している要保護児童についても連携しながら支援を行っている。	各課がどのような対応が可能なのか、関係各課同士で共有する必要がある。行政全体として、どう支援が出来るか専門知識を持った職員の育成が課題。
B					○		支援体制を整備しており、適宜対応できた。	今後も関係機関と連携して、適宜対応していく。
B	○				○	○	保護者の希望も踏まえ、教育相談所が関わりながら就学等に関する支援を進めた。 (前年度比) 前年度同様	要保護児童の支援に向けて、ケース会を各校で開催するなどして関係機関の連携の充実を図る。

A			○	○		○	カウンセラーによる相談を通して課題解決の方向性を見出すなど、相談者の支援を行うことができた。 民間支援組織等の情報を相談者に提供し支援に繋ぐことができた。 (前年度比) 延べ相談件数 113.4%	さまざまな機会を利用し女性総合相談の周知を行い、悩みを抱える相談者の支援に努めていく。 民間支援組織等の情報収集に努め、相談先の周知、ハラスメント等防止の啓発を行っている。
C					○	○	研修会の実施がなかったため、東京都等から提供される情報を通してDVに関する知識・動向を把握することに努めた。	研修会等への参加及び情報収集に努め、DVに関する動向の把握及び相談能力の向上を図っていく。

B					○	○	関係機関や関係各課との連携を図り、被害者保護の必要性や情報共有を図った。	今後も関係機関・団体等と連携を図り、適切に被害者への支援を行うことができるよう、支援体制を充実させていく。
B					○	○	情報誌、電子情報から、様々な情報を収集し、配偶者暴力相談支援センターの状況及び情報を把握することができた。	今後も継続して、配偶者暴力相談支援センターに関する機能の研究を続けていく。

※1 自己評価(対前年進捗度)
 A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)
 B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)
 C=縮小
 D=未着手(該当事業に取り組まなかった。)

主要課題4 ストーカーやハラスメント、虐待等への適切な対応と対策

施策の方向(1) ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への対策の推進

施策① ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等の防止対策・支援等の充実

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容
(38)	被害者等に関する個人情報保護の支援	ストーカー被害者からの申出により、住民基本台帳の閲覧制限など支援措置を実施し、関係機関、庁内関係各課と連携した個人情報保護の支援をします。	企画政策課	ストーカー行為等の被害者からの申出により、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を実施した。 庁内関係各課との情報交換会において、被害者の個人情報保護の支援、相談先や庁内の連携について周知を図った。また、お互いの業務内容についても情報交換を図った。
			市民課	DV及びストーカー行為等の被害者からの申出により、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を実施した。
(39)	セクシュアル・ハラスメント等の防止の推進	セクシュアル・ハラスメントをはじめとする各種ハラスメントの防止について啓発するとともに、相談先等の周知に努めます。	企画政策課	男女平等に関する「苦情」・「相談」の窓口を設置し、男女平等苦情処理委員が苦情処理を行うことができる体制を整えた。 各種ハラスメントを含め、専門の女性カウンセラーに相談が出来る相談先として、女性総合相談を実施した。 市報及び市ホームページ等を利用し、ハラスメントへの苦情処理窓口及び女性相談の窓口について周知を図った。 苦情処理窓口相談件数 1件 延べ相談件数 135件 相談者数 51人 ※再掲No.12
			広報秘書課	人権・身の上相談 中止(法務局の電話・インターネット相談を案内した) ※再掲No.12
			企画政策課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
(40)	児童・高齢者・障がい者等に対する虐待防止対策の推進	児童・高齢者・障がい者等に対する虐待防止と早期発見、被害者保護に向け、関係機関のネットワークを基に適切な支援を実施します。	子育て支援課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
			介護福祉課	高齢者虐待の防止、早期発見、被虐待高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、ネットワークを構築している。虐待の防止から、個別支援に至る各段階で関係機関と連携し、多面的な支援を実施する。また、高齢者の権利擁護に関する啓発活動を行い、虐待等の権利侵害の防止や早期発見を促進させる。その他、施設虐待に対応する。 高齢者虐待に係る延べ相談件数:864件
			自立生活支援課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
			子育て支援課	要保護児童対策地域協議会の開催 代表者会議年1回、実務者会議年4回、個別ケース会議年45回、要保護児童対策地域協議会研修会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施せず ※再掲No.26
			介護福祉課	虐待の通報により新規コアメンバー会議を延べ29回開催したが、高齢者虐待防止専門ケア会議の開催に至るような事例はみられなかった。
自立生活支援課	相談・通報の連絡先として24時間体制での小金井市障害者虐待防止センターを設置している。			

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

- ① 固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成
- ② 仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成
- ③ 男女の生活の安定と自立を促す取組
- ④ 課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
- ⑤ 男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり
- ⑥ 他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B			○	○		○	関係機関、庁内関係各課と連携し支援措置を実施することにより、被害者の個人情報の保護を行った。 また、庁内において被害者の個人情報保護の徹底について周知し、検討することができた。	継続して関係機関、庁内関係各課と連携しながら支援措置を実施し、被害者の個人情報の保護を支援していく。
B				○			支援措置を実施することにより、被害者の個人情報保護を推進することができた。	継続して支援措置を実施する。
B			○	○			男女平等に関する「苦情」「相談」に対応・支援できる体制を整えることができた 女性総合相談では、前年よりも多く利用いただくことが出来た。 (前年度比) 苦情処理窓口相談件数 +1件 延べ相談件数 113.4% 相談者数 94.4%	市民の苦情処理に対応するため今後も相談できる体制を整えていくとともに、女性総合相談についても周知に努めていく。
C		○	○	○		○	新型コロナウイルス感染症対策として、人権擁護委員の派遣が中止されたため、人権・身の上相談は中止となった。 (前年度比) 人権・身の上相談 14回21件→中止	実施内容の充実を図りながら、事業の継続を図る。
B				○		○	虐待ケースあるいは虐待のリスクがあるケースに対し、各関係機関が連携して支援を実施している。本人及び養護者(もしくは施設)に対する働きかけにより、虐待状況やリスクの改善を図っている。 (前年度比)高齢者虐待に係る延相談件数: △114人	継続して高齢者の権利擁護を推進し、関係者に連携を呼び掛ける。
C				○		○	新型コロナウイルス感染症予防対策として代表者会議を书面開催し、研修会は中止、実務者会議は時間短縮したため前年同様にはできなかったが、個別検討会議は必要に応じて実施し、連携を密にし早期発見や支援などに努めることができた。 (前年度比)要対協機関 前年同数	各機関が主体的に対応ができるよう日々の関わりの中で密に連携する。要保護児童対策地域協議会の研修の場を活用し、面談DVを含めた児童虐待の早期発見・早期対応ができるよう努める。
B		○		○			対象となるケースが発生しなかったため、開催されなかった。	継続して、相談業務を実施していく。
B				○			24時間体制で相談・通報の連絡を受けることにより、虐待をしてしまう養護者を含む家族全体を地域ぐるみで支援することに努めている。	今後も、虐待防止対策の推進を図っていきたい。

※1 自己評価(対前年進捗度)

A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)

B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)

C=縮小

D=未着手(該当事業に取り組まなかった。)

主要課題5 生涯を通じた心と身体への健康支援

施策の方向(1) 女性のライフステージに応じた健康づくり

施策① 母子保健事業等の推進

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容	
(41)	妊娠届出・母子健康手帳交付	妊娠届を提出した際に、母親の妊娠中の健康状態と出産後に赤ちゃんの健康状態を記録するための母子手帳を交付します。	健康課	令和2年度実績 妊娠届出数:980件 母子健康手帳交付:990件	
(42)	各種健(検)診、保健指導等の充実	妊婦に対し、母子の健康保持と増進を図ることを目的に、各種健康診査・検診、相談及び保健指導を実施します。	・妊婦健康診査	健康課	令和2年度実績 各種健診受診者数(都外里帰り先での受診数は除く) ・妊婦健康診査 1回目:959回 ・妊婦健康診査 2~14回目:9,210回
		・超音波検査、子宮頸がん検診	健康課	令和2年度実績 各種健診受診者数(都外里帰り先での受診数は除く) ・妊婦超音波健康診査:903回 ・妊婦子宮頸がん健診:928回 ・新生児聴覚検査:687回	
		・妊婦歯科健康診査、産婦健康診査	健康課	令和2年度実績 各種健診受診者数(都外里帰り先での受診数は除く) ・妊婦歯科健康診査:28人(9回) ・妊婦個別歯科健康診査:161人 ・産婦健康診査:111人	
(43)	母性の健康管理の情報提供	妊娠届を提出した妊婦に対し、就労している妊婦のためのリーフレットの配布等を行います。	健康課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照	
(44)	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供	妊娠・出産期の女性の健康保持について、母子保健事業等で情報提供します。また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供に努めます。	健康課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照	
			企画政策課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照	

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

- ① 固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成
- ② 仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成
- ③ 男女の生活の安定と自立を促す取組
- ④ 課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
- ⑤ 男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり
- ⑥ 他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B		○	○				(前年度比) 妊娠届出数前年比 95% 母子健康手帳交付前年比 95%	妊娠届出により、妊娠中の健康状態と出産後に赤ちゃんの健康状態を記録するため、継続していく。
B			○	○			妊婦の健診事業を充実させ、母子の健康管理を行うことに努めた。 (前年度比) ・妊婦健康診査 1回目:△14回 ・妊婦健康診査 2～14回目:△396回	母子保健法に基づき、今後も事業を継続し、安定した妊娠期及び産後を過ごせるよう支援する。
B			○	○			(前年度比) 妊婦超音波健康診査前年比 98% 妊婦子宮頸がん健診前年比 97% 新生児聴覚検査前年比 98%	母子の健康保持及び増進を図ることを目的に、各種健康診査・検診、相談及び保健指導を継続していく。
A		○	○	○	○		歯科健診は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため契約医療機関での個別検診を実施することで休日の健診受診を可能にした。産婦健康診査については緊急事態宣言等の状況により集団健診に来所できた111人に留まった。そのため新生児訪問時などに母の状態により受診勧奨するなど母子の健康管理に努めた。 (前年度比) ・妊婦歯科健康診査:△50人 ・産婦健康診査:△898人	新型コロナウイルス感染症拡大状況に応じて柔軟に対応し、母子保健法に基づき、今後も事業を継続し、安定した妊娠期及び産後を過ごせるよう支援する。

※1 自己評価(対前年進捗度)

A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)

B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)

C=縮小

D=未着手(該当事業に取り組みなかった。)

施策の方向(2) 性差や年代に応じた心と体の健康づくり

施策① 健康づくりの推進

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容	
(45)	各種健(検)診等の実施	生活習慣病を中心とした疾病の予防・早期発見・改善に向け、ライフステージや性差に応じた各種健(検)診等を実施します。	・特定健診、特定保健指導	保険年金課	高齢者の医療の確保に関する法律第20条、24条に基づき、生活習慣病を中心とした疾病予防の観点から健康診査等を実施した。 令和2年度特定健診受診者数 男性:3,026人女性:4,688人 令和2年度後期高齢者健診受診者数 男性:2,838人 女性:4,371人
			・集団健康診査	健康課	骨粗しょう症予防のため、35～70歳の節目年齢の女性を対象に骨粗しょう症検診を実施した。 令和2年度実績 受診者数 98人
			・各種がん検診(子宮がん検診、乳がん検診等)	健康課	女性の健康保持及び増進を図るため、子宮がん検診及び乳がん検診を実施した。 令和2年度実績 子宮頸がん検診受診者数 2,516人 子宮体がん検診受診者数 0人 乳がん検診受診者数 1,896人
			・骨粗しょう症検診	健康課	骨粗しょう症予防のため、35～70歳の節目年齢の女性を対象に骨粗しょう症検診を実施した。 令和2年度実績 受診者数 98人
(46)	健康相談等の実施	健康保持・推進、健康意識の向上に向け、健康相談会や健康講演会を開催します。	健康課	市民の健康保持・増進のため、疾病予防の健康相談、保健指導を実施した。 また、健康相談の一環として、健康に対する意識を高めるために、健康講演会を実施した。 ○令和2年度実績(健康相談) 相談実施回数 23回 相談延人数 168人 ○令和2年度実績(健康講演会) 実施回数 医科・・・5回、 歯科・・・3回、 延参加人数 83人	
(47)	健康手帳の交付	各種健(検)診受診時などに、40歳以上の市民を対象に自らの健康管理に役立つ「健康手帳」を交付します。	健康課	各種健診(検診)の記録、その他健康保持に必要な事項を記載し、自らの健康管理と医療の確保に役立てることを目的として、40歳以上の市民で希望する方に健康手帳を交付した。	
(48)	医療機関等との連携	休日、祝日及び年末年始に急病患者に対する初療施設を確保します。	健康課	地域救急医療対策の一環として、病医院の休診日にあたる休日、祝日及び年末年始に急病患者に対する初療施設を確保している。 令和2年度実績:休日数72日 実績(準夜含む。) 医科:医療機関数288か所 総患者数3,848人 歯科:医療機関数72か所 総患者数281人	
(49)	食育の推進	「食」を通じた生活の質の向上を図ることを目的として、栄養個別相談や栄養集団指導を実施します。	健康課	妊産婦・乳幼児から成人まで各段階に応じて生活習慣を改善しながら「食」を通して、生活の質の向上を目的に各種事業を実施した。 令和2年度実績 栄養個別相談:実施回数12回 相談延数:乳幼児15件、成人12件 栄養集団指導:実施回数4回、参加延人数17人	
(50)	スポーツ・レクリエーションを通じた健康づくり	60歳以上の市民を対象に、体力維持とスポーツ習慣の定着を目的とした「いきいき健康スポーツ教室」を実施します。	生涯学習課	参加者減により事業の見直しを図り、「いきいき健康スポーツ教室」事業廃止(平成31年度)	
(51)	自殺予防に向けた取組の推進	メンタルヘルスや悩み相談など、自殺予防に向けた取組を推進します。	・メンタルチェックシステムの活用	健康課	市民向けに気軽にストレス度やメンタルチェックシステムを提供し、自身や家族のメンタルヘルスに関心をもってもらう。 令和2年度(延べ人数) 「こころの体温計」本人モード5,931人 「こころの体温計」家族モード1,425人 赤ちゃんママチェック446件 ストレス対処タイプテスト1,696人 アルコールチェック1,078人 サイト総アクセス数13,854件(年間)
			・ゲートキーパー養成研修	健康課	職員及び市民、関係者向けゲートキーパー養成研修 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー」の役割を担う人材の養成を行った。 令和3年1月19日実施分 参加者:職員17名(男性:5名、女性12名)、市民8名 (令和3年2月16日は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)
			・相談先の周知	健康課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

① 固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成

② 仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成

③ 男女の生活の安定と自立を促す取組

⑤ 男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり

④ 課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援

⑥ 他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性	
	①	②	③	④	⑤	⑥			
B					○	○	○	関係各課との調整により年齢、内容により受診券の色を分け、利用方法についてのパンフレットを作成、送付した。 また、ポスター及びチラシを市内公共施設等で配布・掲示を行った。 (前年度比) 特定健診受診者数 男性90.6% 女性:91.0% 後期高齢者健診受診者数 男性:98.1% 女性:94.4%	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、引き続き事業実施する。
B			○				○	市報・ホームページで制度の周知を図った。また、有職者でも受診しやすいように引き続き土曜日に実施。 (前年度比140%)	市民の健康維持・管理のため、また健康に対する不安がある方や経済・生活問題等のある方にも、検診を受診できる機会を提供し、だれもが健康で安定した生活を送れるように、継続して実施していく。
B			○					市報・ホームページで周知を図った。 罹患率の高い年齢層の市民に勧奨通知(両がん検診併せ送付対象者約18,000人)を、さらにその中の未受診者に再勧奨通知(両がん検診併せ対象者約15,000人)を送付したほか、特定健診及び後期高齢者健診の案内に申込ハガキを同封して、受診勧奨を図った。 (受診者数前年度比) 子宮頸がん検診 101.8% 子宮体がん検診 0%(都の指針が対象外になったため未実施) 乳がん検診 86.8%	市民の健康維持・管理のため、また健康に対する不安がある方や経済・生活問題等のある方にも、検診を受診できる機会を提供し、だれもが健康で安定した生活を送れるように、継続して実施していく。
B			○					市報・ホームページで制度の周知を図った。また、有職者でも受診しやすいように土曜日に実施した。 (前年度比)140%	市民の健康維持・管理のため、また健康に対する不安がある方や経済・生活問題等のある方にも、検診を受診できる機会を提供し、だれもが健康で安定した生活を送れるように、継続して実施していく。
B			○					年々参加者が減っており、また新型コロナウイルス感染症拡大防止による中止により、実施回数が減った。また、小金井市医師会に委託を行い、土曜日に健康講演会を実施し、平日に参加することが難しい市民も参加できる。 (前年度比) 健康相談 △18回 +55人 健康講演会 実施回数 △4回(新型コロナウイルス感染症拡大防止による中止) 参加延人数 △40人	市民の生涯健康を促進するためにも、多様な診療科目の医師の相談を継続することで、健康づくりを支えて行く。健康講演会は各年代や性差に応じて、その都度広く市民の興味関心が高い内容で実施していく。
B			○					ホームページから書式をダウンロードし、必要なページを自宅等でプリントアウトできるよう利便性向上を図った。	気軽に利用してもらえるよう、ホームページからのダウンロードによる利用を周知していく。
B		○	○					市報・ホームページ等で制度の周知を行った。医療機関と連携し、休日・準夜における診療体制を確保し、地域医療体制を維持することができた。 (前年度比) 医科:総患者数 △6,404人 歯科:総患者数 △201人 実施日数は、昨年の休日日数より4日少ないため、16機関減った。	今後も継続的に実施し、安心感を得て充実した生活を送ることができ環境づくりを図る。
C			○					栄養個別相談は、個々に応じた指導・助言を行ったが、コロナ禍のため、電話相談が増えている。栄養集団指導は、中止やコロナ禍の影響で集客できなかった。 (前年度比) 栄養個別相談:実施回数11回→12回 相談延数:乳幼児7人→15人 成人1人→12件、妊婦1人→0人 栄養集団指導:実施回数6回→4回、参加延人数78人→17人	市民の食生活を促進するためにも、個別対応での相談を支えて行く。
D								参加者減により事業の見直しを図り、「いきいき健康スポーツ教室」事業廃止	シニア世代の体力維持とスポーツ習慣の定着に繋がる事業を検討していく。
B					○	○		令和2年度より健康課に事務移管されているため利用者延べ人数は不明。令和元年度アクセス数17,996件で、△4,142人。	自身や家族のメンタルヘルスに関心持ち、異変に気が付いてもらえるよう、広く周知していきたい。 産後うつ予防のため、新生児訪問時等に必要な母子に案内する。
C	○		○	○			○	新型コロナウイルス感染症拡大の影響で1回未実施となったため、昨年度と比較すると参加者は半分程度に減少した。内容も令元年度のようなロールプレイ等の講義はできなかった。アンケートから「とても良かった」、「良かった」と記載した参加者が70.8%(前回79.2%)であり、70%は越えたものの、前回より低くなったため。	感染予防に配慮した開催方法やゲートキーパーの養成の方法を検討する。

※1 自己評価(対前年進捗度)

A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)

B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)

C=縮小

D=未着手(該当事業に取り組みなかった。)

施策② 健康と性に関する学習・啓発の充実

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容	
(52)	成人を対象とした健康教育の実施	ライフステージに応じた望ましい生活習慣や健康づくりの促進に向け、各種健康教育を実施します。	・糖尿病予防教室	健康課	栄養及び運動を含む総合的な指導を実施し、ライフステージに応じた生活習慣及び行動を定着させ、健康づくりを促進することを目的に糖尿病予防教室を実施した。 また、高齢期における健康的な生活習慣を周知、指導するため、集団方式による「いきいき健康教室」を開催し、市民の健康保持及び生活習慣病の予防を図った。 令和2年度実績(延人数) 糖尿病予防教室 1回 参加数 14人 糖尿病予防教室【復習会】 2回 参加数 14人(調理・運動) いきいき健康教室 1回 参加数 15人
			・骨粗しょう症予防教室	健康課	コロナウイルス感染症対策のため中止。
			・若年層の健康教室	健康課	平成29年度で事業終了
			・メタボリックシンドローム予防教室	健康課	栄養及び運動を含む総合的な指導を実施し、ライフステージに応じた生活習慣及び行動を定着させ、健康づくりを促進することを目的に、「体組成測定でボディメイク教室」を開催した。 「親子健康教室」は、調理実習を兼ねていることから、新型コロナウイルス感染症対策として中止した。 「体組成測定でボディメイク教室」では、メタボリックシンドローム予防に加えて、女性の健康といった視点での講義もおこない、さらに保育もおこなったため、子連れの方も参加しやすい環境を提供できた。 令和2年度実績(延人数) 親子健康教室 0回 参加数 0人 ボディメイク教室 1回 参加数 15人
(53)	エイズ対策普及・啓発	エイズに関する正しい知識の普及及び感染予防の啓発に向け、パンフレット・ポスター等の掲示、保健所が実施するエイズキャンペーンへの協力を行います。	健康課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照	
(54)	性的な発達への適応などの健康安全教育	学習指導要領における飲酒・喫煙・薬物の問題や発達段階に応じた性に関する指導などについて共通理解を図りながら指導します。	指導室	学習指導要領に則り、体育科の保健領域及び保健体育科の保健分野において健康と性に関する指導を実施した。 薬物乱用防止教室を実施した。	

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成

②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成

③男女の生活の安定と自立を促す取組

⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり

④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援

⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
C			○				糖尿病予防教室(1・2回)参加数28人(前年比37.8%) 理由:新型コロナウイルス感染症対策により規模を縮小したため。 いきいき健康教室(1回)参加数15人(前年比93.8%) 理由:新型コロナウイルス感染症対策で2回から1回に縮小したため)	市民の生涯健康を促進するためにも、多様な内容で健康づくりを支えて行く。
D			○				コロナウイルス感染症対策のため中止した。	骨密度を計測し、結果をもとに相談や往診を通じて、健康管理の意識向上と健康増進のため、今後も継続して行く。
D			○				平成29年度で事業終了	平成29年度で事業終了
C			○				親子健康教室の中止に伴い、事業縮小となった。体組成測定でボディメイク教室は、前年同様の内容で実施したが、参加者が前年より3人減った。	親子教室は、父親と子供(小学生)と一緒に調理実習や運動をしながら健康について学べる教室とし、正しい生活習慣の普及や健康意識の改善を図って行く。 ボディメイク教室は、メタボリックシンドローム予防に加えて、女性の健康といった視点での講義が行える。健康増進のため、今後も継続して行く。
/	/	/	/	/	/	/	/	/
B	○			○	○		発達段階に応じて、学習指導要領に則った指導を実施した。 (前年度比) 小・中学校全14校実施＝前年度同様	東京都教育委員会が作成した教材や資料等を積極的に活用することで指導の充実を図る。

※1 自己評価(対前年進捗度)
 A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)
 B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)
 C=縮小
 D=未着手(該当事業に取り組みなかった。)

主要課題6 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

施策の方向(1) 各家庭の状況等に応じた支援

施策① 支援が必要な家庭への各種サポート

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容
(55)	要支援家庭への子育て支援事業の充実	援助が必要な子育て家庭に、専門員による訪問相談や各種訪問支援員を派遣するなど、支援を行います。 ・産後支援ヘルパー、養育支援ヘルパーの派遣	子育て支援課	育児支援ヘルパー事業 利用者数 41人 (うち産前3件、うち多胎児家庭2件) 養育支援訪問事業 利用者数9人 育児支援ヘルパー研修会 年1回開催 参加者 10人 養育支援ヘルパー研修会 年1回開催 参加者 26人
(56)	ひとり親家庭へのホームヘルプサービスの推進	日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間ホームヘルパーを派遣し必要な家事支援サービスを提供します。	子育て支援課	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業 3世帯実施

施策の方向(2) 自立した生活への支援

施策① 各種相談支援の実施

(57)	★生活困窮者自立相談支援事業の実施	小金井市自立相談サポートセンターにおいて、生活困窮者の複合的な課題に対応する相談、支援計画の策定、具体的な支援サービスの提供等を行います。	地域福祉課	令和2年10月から自立相談支援事業の体制を活用・拡充して「福祉総合相談窓口」を試行開始し、生活困窮者等に対する支援体制の強化を図った。 新規相談受付件数470人 支援計画策定件数 71人
(58)	「女性総合相談」の充実	女性が生活を営む中で直面しているさまざまな悩みについて、気軽に相談できる場として女性総合相談を実施し、必要に応じた情報提供や保育に対応するなど充実努めます。	企画政策課	女性が生活を営む中で直面している様々な悩みについて、専門の女性カウンセラー相談を実施した。 必要に応じて他の相談機関や制度等について情報提供を行った。 延べ相談件数 135件 相談者数 51人 保育利用件数 0件 ※再掲No.12
(59)	「ひとり親・女性相談」の充実	さまざまな問題を抱えたひとり親家庭及び女性の相談に応じ、相談者のニーズに見合った社会的自立を支援します。	子育て支援課	就労支援の充実 子ども家庭支援センターとの連携強化 プログラム策定員による相談 プログラム策定件数 0件 ハローワークとの連携強化 母子・父子自立支援員相談件数 478件
(60)	庁内の相談体制の充実と相談機関の連携	人権侵害を始め、幅広い分野で各種相談支援を行い、市民の苦情・相談を受け付けます。また、必要に応じた相談機関の周知等相談支援の充実努めます。	広報秘書課	市民相談 243回1,269件 人権の上相談 中止 外国人相談 0回0件 法律相談 86回457件 税務相談 14回66件 相続等暮らしの書類作成相談 10回31件 建築登記表示登記相談 9回39件 行政相談 6回5件 交通事故相談 10回17件 年金・労務・成年後見制度相談 9回5件

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

- ①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成
 ②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成
 ③男女の生活の安定と自立を促す取組
 ④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
 ⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり
 ⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
A		○	○	○			産後2か月(多胎児は1年)以内またはその後において、家事・育児の支援が必要な家庭に育児支援ヘルパー・養育訪問事業を実施することで、安心して子育てができる環境づくりにつながった。なお、育児支援ヘルパーについては、7月から産前及び産後4か月(多胎児は3歳未満)へ対象を拡充し支援を行った。 (前年度比) ヘルパー利用者数 産前・産後:91%、養育:前年同数	支援が必要な家庭への事業であるため、関係する職員のスキル向上のための研修の実施や外部研修を積極的に受講し、今後も市民ニーズに即した支援提供ができるよう直接支援・間接支援両面の体制整備を行い、今後も継続実施する。
B		○	○				家事または育児等の日常生活に支障があるひとり親家庭に対してヘルパーを派遣することにより、就労との両立支援を行った。 (前年度比)△1世帯	ひとり親家庭の生活と就労の両立に必要な事業であり、今後も継続して実施する。

A			○				新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、収入が減少した方や離職した方からの相談が大幅に増加した。 (前年度比)新規相談受付件数300人 支援計画策定件数4人	引き続き、「福祉総合相談窓口」を幅広く周知するとともに、生活困窮者等に対する支援体制の強化を図る。
B			○	○	○	○	相談内容に応じた情報提供等をカウンセラーを通して行うことができた。 必要に応じ関係機関の紹介や他部署へ繋ぐことができた。 相談者延べ件数は前年度よりも増加したが、電話相談のみの期間が一定期間あり、保育の利用希望実績はなかった。 (前年度比) 延べ相談件数 113.4% 相談者数 94.4% 保育利用件数 △8件	相談に必要な関係機関や制度についての情報をカウンセラーと共有し、相談者に応じて情報提供を行っていく。 市報及び市ホームページ等とおし、女性総合相談の周知を行っていく。また、twitterの活用についても検討を進めていく。
B			○	○			経済上、生活一般に関する相談に対して、関係各課と連携しながら、自立に向けた指導と助言を行った。 プログラム策定件数については、平成27年4月にマザーズハローワーク立川が開設され、市を経由することなくハローワークを利用する人が増えたことから、減少傾向にある。令和2年度の件数は0件となったが、これは就労支援の迅速化と相談者の負担軽減を図るため(本事業の実施要件として、2回以上の面接と複数の申込書提出が必要となる)、就労関係の相談があった場合に、迅速にハローワーク等につないだ結果である。なお、相談内容が就労支援以外にも及ぶ場合は、迅速にハローワーク等につなぐこととは別に、ニーズに合わせたきめ細やかな相談支援を行っている。 (前年比) プログラム策定件数 同数 母子・父子自立支援員相談件数△629件	母子及び父子並びに寡婦福祉法、売春防止法で設置を義務付けられており、法の改正等を注視しつつ、適切に事業を継続して実施していく。
C			○	○		○	緊急事態宣言中は各種相談事業が中止となった期間もあったが、感染症対策や電話相談を取り入れながら相談事業を継続したことで、様々な相談事業を介し、男女平等意識や人権意識がはぐくまれたと考える。 (前年度比) 市民相談 +3回+17件 人権身の上相談 △14回△21件 外国人相談 ±0回±0件 法律相談 △15回△78件 税務相談 △10回△64件 相続等暮らしの書類作成相談 △2回△10件 建築・登記・表示登記相談 △1回△2件 行政相談 △6回△15件 交通事故相談 △1回+4件 年金・労務・成年後見制度相談 △3回△6件	実施内容の充実を図りながら、事業の継続を図る。

※1 自己評価(対前年進捗度)
 A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)
 B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)
 C=縮小
 D=未着手(該当事業に取り組みなかった。)

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

主要課題1 働く場における男女共同参画の推進

施策の方向(1) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に向けた環境づくり

施策① だれもが働きやすい職場づくりの促進

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容
(61)	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の普及・啓発	市報・市ホームページ等を通じた周知をはじめ、こがねいパレット等さまざまな場を活用し、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を進めていきます。	企画政策課	市報・市ホームページにおいてワーク・ライフ・バランス推進の記事を掲載し、啓発を行った。 また、市ホームページでは、国や都のワーク・ライフ・バランスのホームページのリンクを貼った。 多摩3市男女共同参画推進共同研究会では、ワーク・ライフ・バランス啓発カレンダーを作成した。
(62)	多様な働き方の普及・啓発	各種リーフレットの配布や、就労支援サイト「こがねい仕事ネット」による求人情報の提供、東小金井事業創造センターでの起業相談・各種セミナーなど、さまざまな場を活用し、多様な働き方の普及・啓発に努めます。	経済課	パンフレット掲出等(約1,560部)による情報提供や、就労支援サイト「こがねい仕事ネット」による求人情報の提供、しごとセンター多摩との共催による就職イベント(総参加者男性86、女性98)、東小金井事業創造センターでの起業相談・各種セミナーなどを実施した。

施策の方向(2) 働く場における男女平等の推進

施策① 雇用の場における男女共同参画【重点施策】

(63)	労働相談などの各種相談窓口の周知	労働相談などの各種相談窓口の周知を行います。	・「ポケット労働法」や関連パンフレットの配布	経済課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
			・就労支援サイト「こがねい仕事ネット」の活用	経済課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
			・メンタルチェックシステムの活用	経済課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
(64)	関連法令等の周知徹底	市ホームページ等を通じて、働く男女に関連する法令等の情報を提供します。	市ホームページ等を通じて、働く男女に関連する法令等の情報を提供します。	企画政策課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
			・就労支援サイト「こがねい仕事ネット」の活用	経済課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
			・「ポケット労働法」や関連パンフレットの配布	経済課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
(65)	公共調達における男女共同参画の尊重	総合評価落札方式の一般競争入札を適用する場合において、男女共同参画等の項目を設定し、男女共同参画を推進している企業への入札加点項目とします。	管財課	総合評価方式の加点項目として、「育児・介護休暇制度、それに伴う短時間勤務制度等で、就業規則等に規定されているものの有無」を設けている。 令和2年度総合評価方式契約実績 3件	

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成

②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成

③男女の生活の安定と自立を促す取組

⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり

④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援

⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B	○	○				○	市報及び市ホームページ、ワーク・ライフ・バランス啓発カレンダーによって、ワーク・ライフ・バランスの啓発を行うことができた。内閣府や都のホームページへリンクできることで、より多くの情報提供につながった。	市報及び市ホームページにおいてワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、定期的な更新を行い周知する機会を増やしていく。また、ワーク・ライフ・バランス啓発カレンダーの内容をtwitterにて発信出来るよう検討を進めていく。
C		○	○				窓口来庁者への情報提供により、生活の安定と自立を促し、意識の育成につなげることができた。ほぼ半数のイベントが新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止となったためイベント参加者数が減少した。 (前年度比) 就職イベント総参加者 男性△102人 女性△151人	引き続き情報提供を行う。各種就職イベントへの参加者は、例年、男性よりも女性が多い。新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、継続して実施する。

B		○	○				加点項目を設けることにより、企業に対する、社会環境改善に向けての意識付けに貢献できた。	引続き、加点項目を設けることにより、男女共同参画の取組みを奨励していく。

※1 自己評価(対前年進捗度)

A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)

B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)

C=縮小

D=未着手(該当事業に取り組まなかった。)

主要課題2 家庭における男女共同参画の推進

施策の方向(1) 育児支援体制の整備

施策① 地域での子育て支援体制の充実

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容	
(66)	多様なニーズに対応した保育サービスの充実	待機児童解消に向けた保育施設の整備の他、多様な保育ニーズに応じたサービスの充実を図ります。	保育課	令和3年4月までの認可保育施設の新規開設に取り組んだ。	
(67)	学童保育の推進	保護者の就労等により放課後の保育を受けることができない小学生の児童の健全な育成を図ることを目的に、学童保育を推進します。	児童青少年課	定員890人、入所児童数1,193人(令和2年4月1日) 平成27年度から引き続き午後7時まで延長保育。学校休業中は午前8時から保育。	
(68)	居宅訪問による子育て支援事業の充実	出産後における母子の健康維持と心身のケアや、援助の必要な家庭への相談支援など、居宅訪問による子育て支援事業の充実を図ります。	・新生児及び妊産婦を対象とした訪問指導	健康課	新生児及び妊産婦を対象に、発育や疾病予防等の育児上必要な事項や日常生活等について、訪問指導員や市保健師が家庭訪問し、適切な指導や助言等を行った。 令和2年度実績 訪問家庭数:918件(未熟児訪問指導及び里先訪問を含む。なお多胎児は1件とみなす。)
			・援助の必要な家庭を対象とした訪問相談や各種訪問支援	子育て支援課	育児支援ヘルパー事業 利用者数 41人 (うち産前3件、うち多胎児家庭2件) 養育支援訪問事業 利用者数9人 育児支援ヘルパー研修会 年1回開催 参加者 10人 養育支援ヘルパー研修会 年1回開催 参加者 26人 ※再掲No.55
(69)	親子で交流できるひろば事業の推進	親と子が安心して過ごせる場や交流の場を提供するとともに、地域の子育てグループや子育てボランティアの育成・活動支援を行います。	・子ども家庭支援センター「親子あそびひろば」	子育て支援課	子ども家庭支援センター ゆりかご ひろば利用数:保護者 4,735人 (うち父親利用人数 489人) 乳幼児 5,398人 合計 10,133人 新型コロナウイルス感染症予防対策で4/11～6/1は臨時閉所。開所以降、定員を半減し運営した。
			・児童館「子育てひろば事業」、学童保育所「学童ひろば」	児童青少年課	児童館子育てひろば693回17,194人 学童ひろば392回3,695人
(70)	★放課後子ども教室の実施	放課後の子どもたちの安全・安心な居場所作りのため、地域教育力を活用した市立小学校の校庭・教室などで、「放課後子ども教室」推進事業を実施します。	生涯学習課	放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所作りを目的に、市立小学校の校庭・教室等で放課後子ども教室を行った。 281回実施 学習アドバイザー87人 放課後子どもサポーター1,360人 参加者18,861人	
(71)	子育てに関する情報提供・相談の充実	育児不安を解消するための子育て相談や子どもの健康相談、子育てに関する情報提供など、地域での子育て支援の充実に努めます。	・保健センターや市内集会施設における乳幼児個別健康相談	健康課	実施回数47回598人(乳児337人、幼児261人)
			・子ども家庭支援センターにおける子育て相談、子育て講座他	子育て支援課	子ども家庭支援センター総合相談件数 実数 826件 延数 4,414件
			・市立保育園における子育て相談や園庭開放、育児講座	保育課	各園において、日々在園児の保護者からの相談を受けているだけでなく、地域の親子向けの事業の中でも子育て相談を行ったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により開催を縮小した。園庭開放も同様の理由から休止とした。

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成

②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成

③男女の生活の安定と自立を促す取組

④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援

⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり

⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B		○					保育施設の新規開設等に取り組み、令和3年4月に認可定員を433人拡大した。その結果、令和3年4月1日時点の待機児童数は44人と前年度比で53人減少することができた。	待機児童数は減少したが、引き続き既存の施設の定員拡充や企業の育休制度の充実の要望などの政策対応を求めていくこと等検討していく。
B	○	○					(自己評価)定員は前年度と同様 (前年度比)110% (効果視点)保護者が働き続けられる環境を提供することで、女性の社会参加を支援した。	今後も女性の「働きたい」を支え、働き続けられる環境の提供を継続して実施していく。
B			○				(前年度比) 訪問家庭数 80% 令和元年度は新型コロナウイルス感染症の影響により里帰りの他市民の受入れが増加し、訪問家庭数が例年より多くなっていた。 参考:令和30年度比93%	今後も事業を継続し、内容の更なる充実を図りつつ、地域で安心して子育てができるよう支援する。
A		○	○	○			産後2か月(多胎児は1年)以内またはその後において、家事・育児の支援が必要な家庭に育児支援ヘルパー・養育訪問事業を実施することで、安心して子育てができる環境づくりにつながった。なお、育児支援ヘルパーについては、7月から産前及び産後4か月(多胎児は3歳未満)へ対象を拡充し支援を行った。 (前年度比) ヘルパー利用者数 産前・産後:91%、養育:前年同数	支援が必要な家庭への事業であるため、関係する職員のスキル向上のための研修の実施や外部研修を積極的に受講し、今後も市民ニーズに即した支援提供ができるよう直接支援・間接支援両面の体制整備を行い、今後も継続実施する。
C	○		○		○		子ども家庭支援センターにおける親子あそびひろばや各種講座、子育て相談等を実施することで、子どもと家庭が安心して健康に生活できる環境づくりにつながった。新型コロナウイルス感染症の影響で閉所したことや教室等の中止、入場制限を実施したため、利用者が半減した。なお閉所中も電話相談等個別相談に対応し、子育て支援に努めた。 (前年度比)利用者数 51%	今後も内容の見直し・充実を図りながら、事業を継続して実施する。
B	○						(自己評価)実施場所は前年度と同様 (前年度比)92.7%(児童館回数) 児童館 △54回 人数77.6% 学童 △145回 人数85.6% (効果視点)父親や祖父母の参加を含め親子同士の交流を図ることにより、地域での子育て支援体制の充実に一定の効果があった。	今後も親と子が安心して過ごせる場や交流の場を提供するとともに、地域の子育てグループや子育てボランティアの育成・活動支援を継続して実施していく。
C		○			○	○	実施回数は新型コロナウイルス感染症拡大防止による学校施設の利用中止のため、前年度の3分の1しか開催できなかった。 (前年度比) 実施回数 △556回 学習アドバイザー △441人 放課後子どもサポーター △1,801人 参加者 △14,157人	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止することもあるが、放課後子ども教室関係者、学校、学童保育所の連携を深め、事業の更なる充実に向け取り組んでいく。
C				○			新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業の中止や予約制での事業実施を行ったため、実施回数・来所者数が1,423名減少した。 (前年度比) 乳児 △868名 幼児 △555名	市民の健康維持・管理のため、また健康に対する不安がある方や経済・生活問題等のある方にも、健診を受診できる機会を提供し、だれもが健康で安定した生活を送れるように、継続して実施していく。
A	○	○	○	○		○	相談内容に応じて、子育て情報・サービス等の提供を行い、適宜、関係機関との連携を図ることによって、家庭で安心して子育てができる環境づくりにつながった。 (前年度比)実数109%、延件数121%	子育ての支援・情報提供等の発信の場として、関係機関との連携も含め、今後も継続実施する。 個々の相談内容に応じ、適切な機関へつなげられるよう丁寧に実施していく
C		○					各園での相談件数は12件。 新型コロナウイルス感染拡大の影響により園庭開放は中止とした。そのため、一部電話での子育て相談があったが件数は大幅に減少した。	相談内容によっては関係機関との連携が必要となる場合もあるため、今後もよりスムーズな支援が行えるよう体制を整えていく必要がある。

※1 自己評価(対前年進捗度)
 A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)
 B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)
 C=縮小
 D=未着手(該当事業に取り組みなかった。)

施策の方向(2) 介護等への支援体制の整備
 施策① 高齢者・障がい者等への社会的支援の充実

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容	
(72)	高齢者福祉・介護保険サービスの充実と相談支援	介護を必要とする方が地域での在宅生活を継続できるよう、またその家族が仕事と介護の両立が無理なくできるよう、各種サービス提供体制の充実と、サービス利用に関する相談を行います。	・地域包括支援センターによる相談対応	介護福祉課	高齢者の包括的な相談業務を実施相談業務を実施 新規相談者数:2,878人
		・高齢者福祉のしおりの発行	介護福祉課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照	
		・介護サービス利用ガイドブックの発行	介護福祉課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照	
(73)	障がい福祉サービスの推進と相談支援	障がい者の自立と社会参加を支援するため、さまざまな相談に応じた助言や指導等を行い、障害福祉計画に基づく障害福祉サービスの適切な提供に努めます。	自立生活支援課	令和2年度の相談対応件数880人、実人数440人	
(74)	家族介護者への支援の充実	要介護者を介護している家族等に対し、相談支援や負担軽減等を目的とした家族介護教室等を実施します。	介護福祉課	家族向けの介護教室等を3つの法人へ委託し、土曜日に開催した。 1 家族介護教室 実施回数:4回 参加者数:19人 2 家族介護継続支援事業 実施回数:20回 参加者数:70人 また、協働事業提案制度により採択された事業として、「男性のための介護者手帳」を作成した。	

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成

②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成

③男女の生活の安定と自立を促す取組

⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり

④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援

⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B			○	○		○	前年度から継続して、サービス利用に関する相談を含む高齢者の相談業務を市内地域包括支援センターに委託し、実施した。 (前年度比)新規相談者数:+314人	継続して、相談業務を実施していく。
B			○				様々な相談により、障害福祉サービスの実施等、障がい者の自立に係る対応等ができた。 (前年度比) 相談対応件数 △357人、実人数 △121人	相談支援事業を促進していくことで、ニーズに合ったサービスの充実を図っていきたい。
A	○	○	○	○	○	○	男性介護者も参加しやすいテーマを設定し、実施した。 また、男性介護者に向けて必要な情報提供が出来るよう、「男性のための介護者手帳」を新たに作成した。 (前年度比) 1 家族介護教室 実施回数:+1回 参加者数:△10人 2 家族介護継続支援事業 実施回数:△1回 参加者数:△91人	介護を必要とする高齢者と家族の悩みや疑問を解消することにより、介護者への社会的支援の充実を行っていく。

※1 自己評価(対前年進捗度)

A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)

B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)

C=縮小

D=未着手(該当事業に取り組まなかった。)

施策の方向(3) 男性の家庭・地域活動への参画促進

施策① 男性の家事・育児・介護への参画促進 **【重点施策】**

(75)	母子保健に対する男性への啓発・支援	妊娠・出産・育児に関する知識をパートナーにも知ってもらうため、母子手帳の交付とともに「父親ハンドブック」を配布します。	健康課	妊娠届受領の際に、母子手帳の交付とともに父親ハンドブックを配布した。 令和2年度実績:980件(妊娠届出数と同数)
(76)	★ 父親の参画を促す各種育児教室・相談の実施	出産、育児に関する各種教室・事業に、男性パートナーが参加しやすい環境を整えます。	・両親学級	健康課 両親学級 令和2年度実績 実施回数:平日コース(年2回)・土曜日コース(年7回) 平日コース:参加実人数32人(女性:19人、男性13人) 土曜日コース:参加実人数235人(女性:119人、男性116人)
			・エンジェル教室・カルガモ教室	子育て支援課 エンジェル教室 年18回(2日間コース) 参加者 保護者208人 子ども 203人 カルガモ教室 年10回(3日間コース) 参加者 保護者79人 子ども79人 両教室ともに新型コロナウイルス感染症予防対策で4~6月は中止 ※再掲No.20
			・プレママ・プレパパ支援事業(市立保育園での保育見学、子育て相談等)	保育課 出産前の保護者の見学等は、随時実施の予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により見学を中止し、電話での相談のみとした。
(77)	★ 父親向け交流事業の推進	父親と子ども、父親同士の交流を図る事業を開催し、男性の家事・育児参加を促進します。	・「お父さんと遊ぼう」「お父さんのあつまり」、親子あそびひろば『ゆりかご』での交流の推進	子育て支援課 お父さんと遊ぼう 年12回 保護者70人 子ども83人 お父さんと遊ぼうスペシャル 年3回 保護者19人 子ども23人 ※令和2年度から「お父さんのあつまり」を「お父さんと遊ぼうスペシャル」に変更 父親講座 年1回 保護者8人 子ども6人 ひろばの父親利用人数 年489人
			・児童館の子育てひろば	児童青少年課 子育てひろば父親参画促進事業60回993人(内、成人男性211人)
(78)	家族介護者への支援の充実(再掲)	要介護者を介護している家族(男性介護者も含む)等に対し、相談支援や負担軽減等を目的とし、男性介護者も参加しやすいようなテーマ設定を考慮して家族介護教室等を実施します。	介護福祉課	家族向けの介護教室等を3つの法人へ委託し、土曜日に開催した。 1 家族介護教室 実施回数:4回 参加者数:19人 2 家族介護継続支援事業 実施回数:20回 参加者数:70人 また、協働事業提案制度により採択された事業として、「男性のための介護者手帳」を作成した。 ※ No.74再掲

施策② 男性の地域活動への参画促進

(79)	★ 男性の参加促進の視点を踏まえた各種講座の実施	男性が地域参加しやすいよう、各種講座については男性も興味を持てるようなテーマ設定に配慮します。また、「市民がつくる自主講座」説明会を通じ、男性の地域参加促進の視点も踏まえた講座実施を促します。	公民館	【貫井北分館】 「子育てパパの高尾山登山講座」参加者8人(全て男性)
(80)	★ 地域参加講座の開催	シニア世代を対象に、地域参加へのきっかけづくりと参加促進のための講座を実施します。	生涯学習課	新型コロナウイルス感染状況を鑑み、できる内容を検討し、1月に実施する予定で参加者の募集も行ったが、緊急事態宣言の発令により中止した。

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

- ①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成
 ②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成
 ③男女の生活の安定と自立を促す取組
 ④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
 ⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり
 ⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

B	○	○	○					妊娠・出産・育児に関する知識をパートナーに知ってもらい、父親の育児への参加を促すとともに、子どもとの関わり方を啓発した。 (前年度比) 配布数 95%	今後も事業を継続して、両親で安心して子育てができるよう支援する。
C	○	○	○					平日コース参加人数前年比47% 土曜日コース参加人数前年比92% 新型コロナウイルス感染拡大防止のため一部開催が中止となった。また、密を避けるために1回あたりの定員を減らし、2日間コースを1日間コースに変更することで実施回数を一定数確保した。 なお、女性に対する男性の参加比率については前年度91%に対し、今年度93%と上昇した。	赤ちゃんの沐浴や着替えなどの実習を希望する者が多数おり、今後も新型コロナウイルス感染症を防止し、密を避けながら実施する必要がある。 参加者に対しては、家庭において共に子育てに関わっていくよう支援する。
B	○		○					親子遊び、保護者同士の交流や情報の提供、育児に必要な知識の普及等を図り、家庭で安心して子育てができる環境づくりにつながった。 感染症の影響で中止や人数制限を行っているため、利用者は前年に引き続き減少となっている。 (前年度比参加者数 58.9%)	初めての親子教室となることが多く、知識のみならず、交流、仲間づくりにつながり満足度の高い事業であり今後も継続実施する。なお、課題となっていた父親の参加者があつた。コロナ禍で家庭での時間が増えたこともきっかけとなっているのではないかと推察している。引き続き周知に努める。
B			○					可能な範囲で妊娠期や育児の相談も承り、育児負担の軽減につながった。	保育所として、男女共同参画の推進やワークライフバランスを図ることなど、様々な地域貢献ができるよう検討していく。
A	○	○	○			○		父親同士のおしゃべりタイムを盛り込んだ「お父さんのあつまり」を実施していたが、交流の効果があまりなかったため、おもちゃ作りを中心とした「お父さんと遊ぼうスペシャル」に変更した。継続参加や予約が埋まる人気のプログラムとなり、父親同士、自然と会話が生まれ交流につながっている。 (前年度比)お父さんと遊ぼう122%、お父さんと遊ぼうスペシャル86% 父親講座133% 年間父親利用 71.9%	今年度は臨時閉所期間や利用定員制限もあり、ひろば利用者数は減少しているが、全体数に対する父親利用率は増加しており、父親参加は増加傾向にある。社会的に必要な事業と認識しており、市民ニーズとともに内容を適宜見直し、今後も継続実施する。
A	○	○	○			○		(自己評価)子育てひろば事業の一環として、以下の事業名で父親参画を促した。 (効果視点)父親の子育て参加を促すため、「お父さんと遊ぼう」「おとうさんもいっしょ」「パパもおいでよ」事業を各児童館で開催した。なお、緑児児童館では平日を含め父親参加が増加したため促進事業は実施せず。 (前年度比) +23回 参加者191.6%(内、成人男性186.7%)	土曜日等に開催し、父親同士の交流を図ることで、地域の子育て仲間作りの場となり、父親のみでも子どもと過ごせる居場所となる事業を展開することで、男性の育児参加を促進していく。
A	○	○	○	○	○	○	○	男性介護者も参加しやすいテーマを設定し、実施した。 また、男性介護者に向けて必要な情報提供が出来るよう、「男性のための介護者手帳」を新たに作成した。 (前年度比) 1 家族介護教室 実施回数:+1回 参加者数:△10人 2 家族介護継続支援事業 実施回数:△1回 参加者数:△91人	介護を必要とする高齢者と家族の悩みや疑問を解消することにより、介護者への社会的支援の充実を行っていく。

A	○	○						日ごろ講座参加の少ない子育て世代男性の集いの場、学びの場となった。 (前年度比) 講座回数33.3% 参加者数28.6%	今後も継続して実施する。
C								参加者募集まで行い、開催準備はほぼ完了している状態だったが、新型コロナウイルス感染症対策のため、急遽中止とした。	新型コロナウイルス感染状況を鑑み、安全に実施できる方法を検討し、今後も様々な団体に協力してもらい、更なる講座内容の充実にも努め、より多くのシニア世代の地域参加に向け、取り組んでいく。

※1 自己評価(対前年進捗度)

A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)

B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)

C=縮小

D=未着手(該当事業に取り組みなかった。)

主要課題3 女性の活躍と多様な働き方への支援

施策の方向(1) 女性の就労に関する支援

施策① 女性の就業支援・起業支援

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容
(81)	女性のための就職支援講座	就労を希望している女性に対し、東京しごとセンター多摩など関係機関と連携し、女性のための就職支援講座を開催します。	企画政策課	再就職を希望している女性を対象に東京しごとセンター多摩と共催で再就職支援講座(セミナーと個別相談会)を開催した。講演参加者 39人、個別相談会 6人
			子育て支援課	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、予定していたひとり親に対する就労支援の講座の開催に至らなかった。
(82)	職業能力の向上に向けた機会・情報の提供	職業能力向上のための情報をパンフレット等で提供するとともに、市報・ホームページ等でも情報提供します。	経済課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
(83)	こがねい仕事ネットを活用した就業支援	就労支援サイト「こがねい仕事ネット」を活用し、求人情報や就労に役立つセミナー、面接会等の情報を掲載します。	経済課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
(84)	東小金井事業創造センターを活用した起業支援	女性を含めた市内での創業機運を高めるため、東小金井事業創造センターにおいて相談や各種セミナー、各種制度等の情報を提供します。	経済課	創業者に対し、相談対応や各種セミナー、補助金制度等の情報提供を実施した。令和3年3月31日現在入居者数69人(男性53人、女性16人)。
(85)	事業所との連携及び情報提供	安心して働ける雇用環境や待遇の確保、女性を含めた方々の人材育成や登用の促進に向け、市内事業所への情報提供に努めます。	経済課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照

施策② 農業・自営業等における男女共同参画の推進

(86)	女性農業者への研修の促進	東京都農業経営者クラブが主催する先進地視察、勉強会、セミナー等への女性農業者への参加を促進します。	経済課	女性農業者に対し、東京都農業経営者クラブが主催するセミナー等の案内を周知した。農業経営者クラブ会員(62戸)、認定・認証農業者(29戸)に案内を送付した。また、小金井市農業経営者クラブが主催する簿記講習会への参加者を募集した。
(87)	家族経営協定の締結促進	家族経営協定を結ぶ認定農業者を増やすため、広報を積極的に実施する他、農家支部別座談会等を活用して家族経営協定についての説明を行います。	経済課	認定・認証農業者の個別相談会での説明や農家支部別座談会書面開催で案内チラシを配布し締結を促した。
(88)	商工会等との連携	経営力向上や地域振興を目的とした小金井市商工会青年部、女性部の活動を支援します。	経済課	青年部の会報の発行、女性部の講習会事業等に対し補助を行い、地域振興や部員の地位及び資質向上に努めることができた。例年開催している青年部主催のちびっこフェスタや女性部の管外研修会は、実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

- ① 固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成
- ② 仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成
- ③ 男女の生活の安定と自立を促す取組
- ④ 課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
- ⑤ 男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり
- ⑥ 他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
C		○	○		○	○	新型コロナウイルス感染症の影響により参加定員が減となり、事前の申込者数は58人であったが、そのうち約2割強の欠席が生じた。個別相談会には前年と同程度の利用があり、再就職のための様々な悩みを抱えている方の相談環境を整えることが出来た。(前年度比)講演参加者 △35人、個別相談会 △1人	今後も東京しごとセンター多摩と共催で再就職支援セミナーを開催していく。ポスターの掲示及びチラシの配布を行い、より多くの参加が見込めるよう周知を図っていく。また、twitterの活用についても検討を進めていく。
D							新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、開催に至らず。(前年度比)参加者 △18人(女性△18人)	今後は新型コロナウイルス感染状況を鑑みつつ、ひとり親家庭支援をメインとした内容に変更するか検討を予定している。
B		○	○				相談対応やセミナー、情報提供により創業支援を行った。(前年度比)入居者数+14人(男性+13人、女性+1人)。	引き続き同様の支援を継続していく。

B			○				農業経営者クラブが主催する農業簿記講習会に女性農業者が2人参加した。(前年度比)参加者△1人	東京都等が主催する研修だけではなく、JAと協力しながら独自の視察等を実施し、女性農業者の積極的参加を図る。
B			○				令和2年度において新規締結はなし(現在5経営体が締結)。ただし、認定・認証農業者の申請または更新時や支部別座談会書面開催において家族経営協定の制度説明を行い、締結を促した。	引き続き農家支部別座談会等を通じて、家族経営協定を締結するよう促す必要がある。
B			○				新型コロナウイルス感染症の影響により一部事業が中止となったが、できる範囲で例年通り事業を実施したため。補助金の交付決定額は例年同額であったが、中止事業分は返還となった。	引き続き同様の支援を継続していく。

※1 自己評価(対前年進捗度)

A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)

B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)

C=縮小

D=未着手(該当事業に取り組みなかった。)

主要課題4 市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進

施策の方向(1) 地域づくり活動における男女共同参画の推進

施策① 地域活動団体等の活動促進

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容
(89)	市民活動団体等の活動の支援	市民を対象に、協働意識の向上を目的として、市内NPO法人により構成されるNPO法人連絡会と共催して講演会を実施します。	コミュニティ文化課	第10回こがねい市民活動まつり内において、NPO法人連絡会との共催で協働講演会「小金井の教育の未来と市民協働」を実施した。コロナ禍のため人数を制限して行い、後日こがねい市民活動まつり公式ブログにて録画したものを公開した。
(90)	青少年のための各種教室等の開催	青少年を対象としてスポーツや科学の楽しさや学ぶ楽しさを伝えるため、各種教室、催事等の開催を支援します。	・スポーツ教室の実施	生涯学習課 高度の資質を有する指導者からの指導により、少年少女にスポーツの基本と楽しさを体験してもらい、スポーツに対する夢を育み、心身ともに健やかな成長を促した。 「少年少女野球教室」:実施回数1回、参加者数119人 「ジュニアサッカーフェスティバル」:新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止
			・科学の祭典の開催	生涯学習課 例年90~100前後のブースの出展がある科学実験等について、今年度はWeb開催で家庭でできる実験とものづくりをテーマに4つに実験等を行い、合わせてサイエンスライブショーを行った。また、小中学生の夏休み作品展を観客の制限をした上で開催した。 夏休み作品展 出展者98人、来場者368人
(91)	各地域活動団体への支援	高齢者福祉や、環境、子育て支援、青少年健全育成など、さまざまな領域で活動する地域団体の活動を支援します。	介護福祉課	小金井市悠友クラブ及び小金井市悠友クラブ連合会への補助金交付を通じて、高齢者福祉を増進することを目的とする事業の振興をはかった。 会員数 1,227人(男性407人、女性820人)
			子育て支援課	子育て・子育て支援ネットワーク協議会(参加団体数94団体)に補助金支出
			児童青少年課	青少年健全育成地区委員会への補助金交付、環境浄化活動を支援。子供会育成連合会への補助金交付、青少年育成指導への補助。連合会委員37人(男15人、女22人)
			生涯学習課	市内で活動し、市の事業等にも協力している小金井市スカウト協議会に対し、経費の一部を補助した。

施策② 地域における女性のエンパワーメントの拡大

(92)	国内研修事業への参加の促進	男女共同参画への市民参加を促進するため、国内研修事業への参加費用の一部を補助します。	企画政策課	男女共同参画社会の形成の促進に係る会議等の参加する市民に、参加費用の一部を補助しているが、令和2年度は申請がなかった。 参加者 0人
(93)	児童館ボランティアリーダーの育成	児童館事業(夏期クラブ、わんぱく団等)でのボランティアリーダーとして、中・高校生世代の児童館リーダー育成に取り組みます。	児童青少年課	児童館事業でのボランティアリーダーとしての中・高校生世代の育成。 (令和2年度44人)(内、女性2人)
(94)	ボランティア育成の促進と地域リーダーの育成	地域を支える人材育成としてボランティア講座を開催し、各種研修会を通じた地域リーダーの育成に努めます。	・小金井市、国分寺市、小平市、東京学芸大学連携によるボランティア講座	生涯学習課 小金井市、国分寺市、小平市、東京学芸大学が連携し、地域や学校等でボランティアとして活躍していただく方のための講座を実施した。令和2年度は小金井・国分寺会場において20講座を開催し、延べ640人の参加があった。
			・地区委員研修会、スポーツ推進委員研修会	生涯学習課 スポーツ推進委員(25人)の内訳は、男性11人、女性14人であり、半数以上が女性で構成されている。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響があり活動機会が減少したが、対策を講じながらニュースポーツ出前教室等の地域のスポーツ活動に参加した。
(95)	市民活動団体リストの活用	市民活動団体の活動情報発信、他団体との交流・連携とともに、これから活動を始めたい方が市民活動団体にアクセスできるよう、市民活動団体リストを作成・更新します。	コミュニティ文化課	令和2年度は、令和2年12月1日に更新版のリストを発行した。

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成

②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成

③男女の生活の安定と自立を促す取組

④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援

⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり

⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B						○	市民協働推進という観点から行った事業であり、NPO法人と連携して準備を進めたことで、協働意識が高まった。後日公式ブログで公開したことで、より多くの人に聞いてもらうことができた。	市民の協働意識の更なる向上を図るためにも、継続が必要と考える。
C	○						新型コロナウイルス感染症拡大防止のため1事業のみの実施となったが、参加者数は前年度84人から増加した。男女ともに参加できる事業であり、子どもたちへの男女平等意識・人権意識のきっかけとなった。 (前年度比)合計参加者数 191人→119人	子どもたちに対する男女平等意識の育成にもなることから、継続して実施する。
B						○	例年のような大規模な祭典を行うことはできなかったが、新型コロナウイルス感染状況を鑑み、Web開催で科学の実験等を行った。また、夏休み作品展についても、来場者が触れなくても見られる作品を募集し展示すると同時に、来場者も密にならないようコロナ対策を行った。 (前年度)来場者数7,800人(※会場開催の内容や規模に差があるため、参考数値として記載)	令和2年度を参考とし、新型コロナウイルス感染状況を鑑み、可能な実施方法を検討し、科学の楽しさを知ってもらえるよう関係機関等と連携・協力しながら事業実施に向け取り組んでいく。
B						○	補助金交付により、社会奉仕活動、健康を進める活動、生きがいを高める活動、友愛活動、その他社会活動を悠友クラブ等が実施するなかで、男女ともに活動できた。	引き続き、各種活動を通じ、高齢者が孤立することなく、社会と関わるができるよう支援していく。
B		○	○	○		○	子育て・子育て支援ネットワーク協議会への支援を通じて、子育てサークル、NPOなどの子育て支援団体との協働によるネットワークをつくり、子育て・子育てに関する相互援助と情報発信を促進した。	子育て・子育て支援ネットワーク協議会の加入団体数は順調に伸びており、今後も継続実施する。
C						○	新型コロナウイルス感染症により健全育成事業を縮小・一部中止したが実施に伴う感染対策の助言などを適宜行い、地域活動団体等の活動促進により参画いただく環境づくりに一定の効果があった。 (前年度比) 女性比100%	今後も青少年健全育成団体の支援を通じ、継続して男女がともに社会参加していく環境作りを促進していく。
B						○	市内のボーイスカウト、ガールスカウトの各団が連携して奉仕活動や指導者等の育成を行うことができた。	市内の様々なイベントにボランティアとして活動している団体であり、今後も引き続き補助していく。

C	○					○	市報、市ホームページやこがねいバレットにて参加者を募集したが、申請者がいなかった。 (前年度比)参加者 ±0人	より多くの市民に参加してもらうように、引続き市報や市ホームページで周知を図るとともに、情報誌「かたらい」、こがねいバレット等にて周知を行っていく。
C						○	新型コロナウイルス感染症により例年ボランティアを募集する事業自体が中止となったが、希望があった場合、受け入れた。 (前年度比) 参加者 16.1% (内、女性2.59%)	性別に関係なく、地域での社会奉仕活動を楽しみながら行えるよう、今後も継続して児童館事業を通して中高校生を育成していく。
B						○	学芸大、国分寺市、小平市と連携し、新型コロナウイルス感染状況を鑑み、開催方法の検討を行い実施し、地域・社会における教育・学習の場を提供することができた。 (前年度比) 延べ参加者数 168.9%	今年度も新型コロナウイルス感染状況を鑑み、開催方法について検討し安全に実施する。
C						○	スポーツ推進委員定例会・協議会の開催(全5回)その他、団体が実施する研修への参加(4回) (前年度比) スポーツ推進委員定例会・協議会の開催 △4回 その他、団体が実施する研修への参加 △7回	仕事と両立している委員が多く、特に平日日中の活動への参加が課題である。
B						○	市民活動団体リストにより、多くの市民や団体が結ばれ、市民活動がさらに活性化し、これから活動を始めたい方が市民活動団体にアクセスできるようになった。	市民活動を活性化させるために定期的に団体リストの情報を更新していく。

基本目標Ⅲ 男女共同参画を積極的に推進する

主要課題1 政策・方針決定過程への男女の参画

施策の方向(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策① 男女の市政参画の促進【重点施策】

※1 自己評価(対前年進捗度)

A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)

B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)

C=縮小

D=未着手(該当事業に取り組みなかった。)

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容
(96)	審議会委員等への女性の登用の促進	審議会等への女性参画率目標50%に向け、定期的に実態把握を行うとともに、全庁に向け、一層の女性登用を促します。	企画政策課	行政委員会及び審議会等における、女性委員の登用状況調査を実施し、全庁的に女性委員の登用促進について要請した。男女共同参画施策推進行政連絡会議においても、近年の状況等を共有し、審議会委員等への女性の登用を促した。女性登用比率 33.8%
(97)	防災・防犯分野における男女共同参画の推進	防災・防犯分野における審議において、さまざまな意見を得られるよう男女の偏りがなく配慮し、審議会委員等における女性比率の向上を図ります。また、男女双方の視点に配慮した防災・防犯対策を推進します。	地域安全課	防災・防犯分野における審議会において、計画及び条例案等について審議を行った。防災会議:29人(男性:21人、女性8人)女性比率27.6% 安全・安心まちづくり協議会:18人(男性14人、女性4人)女性比率22.2%
(98)	指導的立場への登用に向けた女性のキャリア支援	市女性職員におけるキャリアデザイン支援及び管理職への登用を含めた意識啓発の向上を図るため、女性キャリア支援研修を実施します。また、教職員に対し、主任教諭、主幹教諭、管理職への受験勧奨を行います。	職員課	女性キャリア支援研修については、平成29年度から女性キャリア支援研修Ⅰ(内部講師の研修)に加え、女性キャリア支援研修Ⅱ(外部講師の研修)を実施しているが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施せず、女性キャリア支援研修Ⅱのみを実施し、女性キャリア支援研修Ⅰ(座談会等)は中止した。女性キャリア支援研修Ⅰ 中止 女性キャリア支援研修Ⅱ 11人
			指導室	学校訪問、校長ヒアリング等の機会を生かし、管理職候補者選考の受験勧奨を実施した。全8回の学校マネジメント講座を実施した。受講者 4名

主要課題2 市民参加・協働による男女共同参画の推進

施策の方向(1) 市民参加・協働による事業展開

施策① 市民や地域団体との協働

(99)	男女共同参画関係団体への支援・連携	男女共同参画関係団体が主催する事業の後援など、市民や地域団体と協働しながら広く市内の男女共同参画を推進します。	企画政策課	男女共同参画関係団体が主催する事業への後援、広報協力等の支援、関係団体に有益な情報の提供を行える体制を整えた。また、女性談話室の活用により、市民団体を支援した。後援事業 0事業
(100)	市民や市民活動団体等との連携	市民参加による男女共同参画施策の実施や、市内で活動するさまざまなNPO法人、活動団体と連携した市民参加・協働による男女共同参画事業を展開します。	企画政策課	市民編集委員2人によるテーマや紙面内容の検討、取材及び編集執筆等により、かたらい52号と53号を発行した。52号ではコロナ禍の世相を反映し、テレワークを企画の一つに取り上げた。市内で活躍されている方々等へ男女共同参画の視点から取材し、かたらいへ掲載した。市民編集委員 2人
			企画政策課	こがねいバレット実行委員である市民8人との連携により「こがねいバレット」を開催した。「こがねいバレット」に賛同する13団体の紹介を行った。実行委員 8人 紹介団体 13団体
			コミュニティ文化課	3団体から協働事業についての提案が行われて、プレゼンテーション審査等により、事業の採択が決定した。UPTREEが「男性のための介護者手帳」を作成した。
			職員課	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、当該研修を中止した。

施策② 参画を促す環境づくり

(101)	多様な市民参加の推進	市民参加条例に基づき、附属機関等における委員構成は、男女の偏りがなく配慮し、多様な市民参加を推進します。	企画政策課	市民参加条例第9条第4項の配慮規定の浸透に向け、運用状況を市民参加推進会議に報告するとともに、無作為抽出による委員募集を周知した。また、附属機関等におけるWeb会議について令和2年8月より試行を行い、令和3年2月より本格運用を開始した。
(102)	(仮称)男女平等推進センター整備の検討	他の公共施設の検討の機会を捉え、(仮称)男女平等推進センターのあり方について検討するとともに、他自治体におけるセンター機能等情報の把握に努めます。	企画政策課	他自治体におけるセンター機能等の情報収集を行った。
(103)	女性談話室の活用	男女共同参画関係資料等の情報提供を行うとともに、オープンスペース利用の周知を行い、女性談話室の活用を図ります。	企画政策課	男女共同参画に関する図書の購入や、国や都のが発行した冊子等を収集し、女性談話室に配架した。市民や市民団体が利用できるオープンスペースとして女性談話室を活用できるよう整えた。

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

- ①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成
 ②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成
 ③男女の生活の安定と自立を促す取組
 ④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
 ⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり
 ⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B					○	○	前年度の登用率33.3%と比較すると、0.5ポイント上昇しているが、依然として学識経験者枠等の分野によっては、専門家が少なく、男女比率に偏りが生じている場合もあり、目標値の50%には達していない。(前年度比)女性の登用率 +0.5ポイント	行政委員会及び審議会等における女性委員の割合調査の結果を庁内に周知し、女性委員を増やすため、全庁的に積極的な女性の登用を要請していく。
B					○	○	審議会において、男女問わず様々な意見を得られるよう審議会運営を行ったため。	引き続き各審議会委員における女性比率の向上を図る。
C	○				○		女性キャリア支援研修Ⅱは、内部講師による研修を受講済みの職員で入所10年目程度の職員を対象に実施し11名が参加したが、女性キャリア支援研修Ⅰは中止したため。 (前年度比) 参加者数 57.9%	今後も男女共同の視点に立って充実していく。 なお、令和2年度の研修中止(女性キャリア支援研修Ⅰ)に伴い、受講していない職員については、令和3年度以降、順次受講してもらう予定である。
B	○				○		校長との情報交換をこまめに行いながら受験奨励を行った。	キャリアプランの立案とそれに基づく面談等を通じて女性が見通しをもったキャリアアップを実現できるよう支援する。

C					○	○	後援申請件数は10件だったため。 (前年度比) 後援事業 △1事業	男女共同参画を総合的に推進していくため、今後も継続して、男女共同参画関係団体等への積極的に支援・連携していく。
B	○	○			○	○	2人の市民編集委員の協力のもと前年同様に年2回の情報誌「かたらい」を発行することができた。 また、52号ではテレワークについての寄稿を掲載し、多様な働き方への支援を行った。 (前年度比)市民編集委員 △2人	市民編集委員とともに、市内で活躍する方や団体との協力を得て、取材や記事を作成し、男女共同参画施策の推進のため、男女共同参画に沿った情報誌として発行していく。
B	○	○			○	○	8人の実行委員とともに、企画案や講師の検討や当日の開催について検討し、第34回こがねイベントを開催することができた。 アンケートの結果では、「良かった」と回答した方が、前年同様96%と、満足度が高い水準を維持することが出来た 前年度と異なり、賛同団体については、各団体の紹介文をまとめ、参加者に配布した。賛同団体との連携を通じ、男女共同参画の推進を図ることができた。 (前年度比)実行委員 △2人 紹介団体 +1団体	男女共同参画を推進していくため、今後も継続して、市民や市民活動団体等と連携していく。
B					○		公開プレゼンテーション審査等を開催し、公共的課題を、市民と市がお互いの持つ資源(知識・経験・人材・情報・資金など)を結集し、協働して事業を行うことができた。本事業では、男性介護者の孤立化を課題とし、男性が手に取りやすい情報冊子の作成に取り組んだ。	公共的課題を協働事業により解決していくための仕組みを検討し、効果的な事業運営をしていきたい。
D							研修を中止したため。	今後も市民協働意識向上等のため継続して実施していく。 なお、令和2年度の研修中止に伴い、受講していない職員については、令和3年度以降、順次受講してもらう予定である。

A					○	○	新型コロナウイルス感染症対策が契機ではあるが、審議会等においてWeb会議を活用できる体制・規定等を整えたことで、育児・介護等により審議会等委員になりづらい状況であった市民の方が参加しやすい環境となった。	引き続き条例趣旨の更なる周知に努める。
C					○		新たにセンターを開設した自治体の視察及び情報を収集した。	今後も情報の収集に努め、(仮称)男女平等推進センターのあり方について検討していく。
B	○	○					男女共同参画に関する図書や収集は例年どおり継続して行うことができた。 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、2か月程度利用できない期間があったが、その間を除き、市民や市民団体等が利用できるよう整えることができた。	男女共同参画に関する情報を提供できるよう資料を整えらるとともに、市報や市ホームページ等により女性談話室の利用を促進できるよう周知を図っていく。

※1 自己評価(対前年進捗度)

A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)

B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)

C=縮小

D=未着手(該当事業に取り組みなかった。)

主要課題3 推進体制の充実・強化

施策の方向(1) 庁内の男女平等の推進

施策① 市職員や教職員の男女平等に向けた環境整備【重点施策】

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容
(104)	働きやすい職場環境の整備	だれもが働きやすい職場環境をめざし、小金井市特定事業主行動計画や第2次小金井市人材育成基本方針に基づき職場環境を整備します。また、教職員については、各種研修会や推進委員会を通じて、男女平等に向けた環境整備と理解を深めます。	職員課	働きやすい職場環境整備の一助として、職員に育児・介護休業制度の周知徹底・普及浸透を図った。
			指導室	教員の働き方改革として、ICT端末の導入などの職場環境の整備を推進したことで、教材作成等に要する時間を短縮する環境ができた。
(105)	男女平等の視点に立った配置内容への配慮	市職員を対象とした人事異動・昇任の際は、男女平等の視点に立った配置を実践します。	職員課	人事異動・昇任については、男女平等の視点で行った。女性管理職者割合は16.7%(女性11人(部長0人、課長11人)/合計66人。令和3年4月1日現在)だった。

施策の方向(2) 計画の推進体制の強化

施策① 計画推進体制の整備

(106)	庁内連携の強化	施策の計画的な推進に向け、男女共同参画施策推進行政連絡会議を開催し、庁内関係各課との連携のもとに施策を推進します。	企画政策課	男女共同参画施策推進行政連絡会議を開催した。 構成：各部庶務担当課長職及び男女共同参画施策関連課長職(29人) 行政連絡会議の開催 3回
(107)	男女平等推進審議会の運営	公募市民や学識経験者による男女平等推進審議会を運営し、市の男女共同参画に関する取組への意見や提言を受け、施策に活かします。	企画政策課	男女共同参画施策の推進、第6次男女共同参画行動計画(案)の策定について、小金井市パートナーシップ宣誓制度(案)について検討を行った。 審議会の開催 6回 市民懇談会 1回
(108)	計画の進捗管理	毎年度、施策や事業の実施状況を調査し、男女平等推進審議会における検討と提言を受け、その結果を各課へフィードバックすることにより、施策の効果的な推進に反映していきます。	企画政策課	第5次男女共同参画行動計画に係る令和元年度の推進状況調査報告書を作成し、庁内、市ホームページや図書館にて公表した。 男女平等推進審議会からいただいた質問等を各課にフィードバックし、審議会からの提言書を庁内へ周知し市ホームページへ掲載した。
(109)	国・都・他自治体との連携及び情報共有	国や東京都、近隣自治体の動向を把握するとともに、協働での開催が効果的な場合には連携して事業を実施します。	企画政策課	国や都、他自治体が策定した計画及び年次報告に係る情報を収集した。 国立市・狛江市と連携し多摩3市男女共同参画推進共同研究会及び市民サポーター会議を実施した。 研究会の開催 4回 市民サポーター会議 2回

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成

②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成

③男女の生活の安定と自立を促す取組

⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり

④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援

⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B	○	○					育児・介護休業制度の周知徹底・普及浸透を図るため、法改正等に 伴い職員次世代育成支援プランハンドブックの改定版(令和2年4 月、6次改定)を作成し、庁内職員向けに電子データ等で周知を図 った。	事業内容の充実を図りながら、事業を引き続き継続していく。
B	○				○		研修資料を送付するなど、働き方改革についての意識啓発を行 った。 全学級担任に授業用クロムブックを配布＝新規	ICT端末の活用方法を研究し、効率的な働き方を追求するこ とで働きやすい職場環境の実現を目指す。
B	○				○		人事異動・昇任に際して、男女平等の視点で行った。 (前年度)16.9%(女性11人(部長0人、課長11人)/合計65人)	今後も男女共同の視点に立って充実していく。

B						○	第6次男女共同参画行動計画の策定のため、男女共同参画を推進 するための各種事業を検討することで、男女共同参画や男女平等意 識への理解促進を図ることができた。 (前年度比)行政連絡会議 +1回	庁内の連携による男女共同参画施策を総合的かつ計画的に 推進していくために、今後も継続して実施していく。
A	○	○			○	○	令和3年度からの第6次男女共同参画行動計画策定のため、前年度 より審議会の回数を増やす予定だったが、新型コロナウイルス感染症 拡大防止のため実施できない回があり、前年度と同回数となった。 男女共同参画行動計画を実効性のあるものとしていくため、実績報 告について審議会としての意見に基づき提言が提出された。 (前年度比) 審議会 ±0回、市民懇談会 +1回、パブリックコメント +1回	今後も男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するた め、男女共同参画行動計画の年次報告等を評価いただくこと ともに、推進状況調査報告等に関し検討を進める。
B						○	第5次男女共同参画行動計画推進状況報告や審議会の提言書を公 表及び庁内へ周知し、男女共同参画施策について理解促進を図 ることができた。	来年度からは、新たな第6次男女共同参画行動計画に基づ き、計画の進捗を管理していくとともに、男女平等推進審議会 から推進状況について提言をいただき事業へ反映させるよう 努めていく。
B	○	○			○	○	国や都、他自治体の動向や調査結果を把握することができた。 多摩3市男女共同参画推進共同研究会の最終年度として、ワーク ワーク・ライフ・バランス啓発カレンダーを作成し、ワークワーク・ライ フ・バランスの啓発を行った。 (前年度比)研究会 △4回、サポーター会議 △1回	今後も国や都、他自治体の情報を収集し、動向を把握してい く。 引き続き他自治体と協働可能な事業については連携を図って いく。

5 配布・配架等一覧表

事業 No.	事業名	事業内容	課名〔担当課〕	実施した内容 (資料名、配布部数等)
(1)	人権に関する啓発資料の作成・活用	人権週間意識啓発事業用リーフレット(市民及び小中学校教職員配布用)の作成	広報秘書課	人権啓発用リーフレットを市民に配布した。
(1)	人権に関する啓発資料の作成・活用	「小金井市子どもの権利に関する条例」リーフレット(小学生版・中学生以上版)の作成・配布	児童青少年課	小・中学校を通じ、新1年生にリーフレットを配布した。(1,805部)
(2)	男女平等に関する各種啓発資料の作成・活用	新成人向け啓発資料の作成・配布	企画政策課	冊子「新成人のみなさんへ」を発行し、新成人に配布した。冊子中、2ページに「人として平等な社会をめざして」と題して、人権の尊重、女性総合相談、DV・デートDV、男女共同参画推進事業の紹介、ワーク・ライフ・バランス、男女都市宣言掲載 発行部数:729部
(3)	人権・男女平等に関する図書・資料の収集と活用	女性談話室における各種資料の配架	企画政策課	男女平等に関する図書の購入(①女性情報、We learn、女性展望)や収集(③共同参画、④とうきょうの労働、その他資料)を行った。
(4)	情報誌「かたらい」の発行・周知	市民編集委員の参加による男女共同参画情報誌「かたらい」を発行し、市施設や市内医療機関等で配布するなど広く周知します。	企画政策課	市民編集員2人とともに、「かたらい」52号及び53号を発行した。52号:「働き方も生活も新しく、私らしく～生命を守り、生活の中心となったテレワーク～」、「いくつになっても夢をあきらめない」 53号:『男らしさ』について考える。 発行部数:各2,600部(前年度比100%)
(5)	人権に関する講演会等の開催	人権啓発物品の配布	広報秘書課	人権啓発標語入りボールペン(500個)を作成し、市民に配布した。
(10)	表現ガイドラインの周知と活用	市ホームページにおける手引きの周知	企画政策課	男女共同参画の視点を意識してもらうため、「男女共同参画の視点からの表現の手引き」を市ホームページに掲載し周知を図った。
(24)	DVの防止に向けた啓発と情報提供	DV相談カードの配布	企画政策課	DV被害の相談先を記載した「DV相談カード」の配布・配架を行った。 市報・市ホームページにて、DV被害の相談先の周知及びDV防止の啓発を行った。
(25)	医療機関・関係機関への情報提供の充実	医療機関等に通報義務について周知するとともに、DV相談カード等を配付し、相談窓口の周知・情報提供を行います。	企画政策課	医療機関等にDV相談カード等を配布し、相談窓口の周知・情報提供を行った。
(28)	デートDV防止対策の充実	「知っておきたいデートDV」(リーフレット)のホームページによる啓発	企画政策課	「知っておきたいデートDV」、「DVを知らなきゃDVをなくせない」(リーフレット)及び「DVチェックシート」を市報・市ホームページに掲載するなど周知を図った。
(28)	デートDV防止対策の充実	成人式におけるDV相談等の案内配付	企画政策課	成人式で配布している「新成人のみなさんへ」にDV及びデートDVの相談先を掲載し周知を図った。 発行部数:729部 ※再掲No.2

作成元	配布・配架場所、周知方法							備考
	市報	市ホームページ	市役所・担当課窓口	市施設 (図書館、公民館、集会施設等)	市内 大学等	市内 金融機関・商業施設等	その他	
担当課			○					人権週間に実施した人権パネル展で市民に配布
担当課							○	市立小中学校
担当課 経済課 保険年金課 選挙管理委員会							○	成人式にて配布
①出版社 ②国 ③都			○				○	女性談話室(婦人会館)に配架
担当課 かたらい編集委員	○	○	○	○	○	○		
担当課			○					人権週間に実施した人権パネル展で市民に配布
担当課		○	○					
担当課	○	○	○	○			○	小金井市医師会・小金井歯科医師会 会員医療機関
担当課							○	小金井市医師会・小金井歯科医師会 会員医療機関
担当課	○	○	○					
担当課 経済課 保険年金課 選挙管理委員会							○	成人式にて配布

事業No.	事業名	事業内容	課名(担当課)	実施した内容 (資料名、配布部数等)
(34)	男性に対する相談支援窓口に関する情報提供	市報・市ホームページや刊行物等を通じて、男性に対する相談支援窓口に関する情報提供を行います。	企画政策課	市報・市ホームページ、刊行物「新成人のみなさんへ」を通じて、男性に対する相談支援窓口に関する情報提供を行った。
(39)	セクシュアル・ハラスメント等の防止の推進	市ホームページ等による関係法令等の周知	企画政策課	市ホームページにおいて、セクシャルハラスメント防止について啓発を行い、各種ハラスメントの関係法令や相談先の周知を図った。
(40)	児童・高齢者・障がい者等に対する虐待防止対策の推進	虐待防止、権利擁護に関する啓発	子育て支援課	児童虐待防止月間活動 令和2年11月12日～11月20日 市役所第二庁舎入口(風除室)①②④⑤、関係機関へポスター等配付⑥ 学校・児童館・学童等へグッズの設置 ①②③④ ①子ども家庭支援センターリーフレット②ティッシュ配布③蛍光マーカー④東京都虐待防止チラシ・グッズ⑤東京都発行「体罰などによらない子育てハンドブック」⑥厚労省虐待防止啓発ポスター
(40)	児童・高齢者・障がい者等に対する虐待防止対策の推進	虐待防止、権利擁護に関する啓発	自立生活支援課	障害者虐待防止について、市報・ホームページに掲載している。
(43)	母性の健康管理の情報提供	妊娠届を提出した妊婦に対し、就労している妊婦のためのリーフレットの配布等を行います。	健康課	妊娠届出書の提出時に、母子健康手帳及び母子バッグ(妊婦健康診査受診票や各種手続きの案内等を同封)を交付しており、その母子バッグ内にリーフレットを封入し配布した。
(44)	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供	妊娠・出産期の女性の健康保持について、母子保健事業等で情報提供します。また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供に努めます。	健康課	東京都の委託により一般社団法人 日本家族計画協会が作成した冊子「いつか子供がほしいと思っているあなたへ」を保健センターに設置(配布)しているが、東京都が内容を改訂し、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの記載が無くなったため、本事業は令和2年度で終了した。
(44)	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供	妊娠・出産期の女性の健康保持について、母子保健事業等で情報提供します。また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供に努めます。	企画政策課	リーフレット「私たちに身近な男女共同参画」を、市役所での配架及び市ホームページに掲載し周知を図った。
(51)	自殺予防に向けた取組の推進	相談先の周知	健康課	自殺予防啓発カードやリーフレットを保健センターに設置した。市報9月1日号にて「こころの体温計」について周知した。
(53)	エイズ対策普及・啓発	エイズに関する正しい知識の普及及び感染予防の啓発に向け、パンフレット・ポスター等の掲示、保健所が実施するエイズキャンペーンへの協力を行います。	健康課	11月16日から12月15日までの「東京都エイズ予防月間」ポスターを保健センター内に掲示。リーフレット、啓発ティッシュを配布した。
(63)	労働相談などの各種相談窓口の周知	「ポケット労働法」や関連パンフレットの配布	経済課	各機関から送付されたパンフレット等①の窓口掲出、市報へ情報掲載を行った。東京都が編集する「ポケット労働法」②を小金井市でも300部発行し、市内の施設にて配布した。
(63)	労働相談などの各種相談窓口の周知	就労支援サイト「こがねい仕事ネット」の活用	経済課	就労支援サイト「こがねい仕事ネット」にて各種機関HPへリンクし、情報提供を行った。令和2年度「こがねい仕事ネット」閲覧数37,128件(パソコン版29,685件、携帯版7,443件)
(63)	労働相談などの各種相談窓口の周知	メンタルチェックシステムの活用	経済課	メンタルヘルスに関するパンフレット(約140部)を窓口カウンターに設置した。就労支援サイト「こがねい仕事ネット」にメンタルチェックシステムへのリンクを掲載し、ストレス度等の自己診断ツールを周知した。

作成元	配布・配架場所、周知方法							備考
	市報	市ホームページ	市役所・担当課窓口	市施設 (図書館、公民館、集会施設等)	市内 大学等	市内 金融機関・商業施設等	その他	
担当課 経済課 保険年金課 選挙管理委員会	○	○					○	成人式にて配布
担当課	○	○						
①～③担当課 ④⑤東京都 ⑥国	○	○	○	○				市の啓発物品は、学校・学童保育所・児童館に配布 CoCoバスで配架
担当課	○	○	○	○				
担当課			○					市民課窓口でも対応
東京都			○					
多摩3市男女共同 参画推進共同研究会		○	○					
東京都	○	○	○					
東京都			○					
①都、国等 ②都編集、市印刷	○		○	○			○	商工会 東小金井事業創造センター 勤労者福祉サービスセンター
市運営、事業者・ 市が情報入力							○	こがねい仕事ネットでの情報掲載
都			○					こがねい仕事ネットでの情報掲載

事業No.	事業名	事業内容	課名(担当課)	実施した内容 (資料名、配布部数等)
(64)	関連法令等の周知徹底	市ホームページ等を通じて、働く男女に関連する法令等の情報を提供します。	企画政策課	市ホームページで以下の情報提供を行った。 ・男女平等都市宣言の周知 ・改正雇用機会均等法の周知 ・男女雇用機会均等月間の周知 ・男女共同参画週間の周知
(64)	関連法令等の周知徹底	就労支援サイト「こがねい仕事ネット」の活用	経済課	就労支援サイト「こがねい仕事ネット」にて東京都HP等へのリンクを行うことで、関係法令等も容易に検索可能とした。令和2年度「こがねい仕事ネット」閲覧数37,128件(パソコン版29,685件、携帯版7,443件)
(64)	関連法令等の周知徹底	「ポケット労働法」や関連パンフレットの配布	経済課	各機関から送付されたパンフレット等(①)の窓口掲出、市報へ情報掲載を行った。東京都が編集する「ポケット労働法」(②)を小金井市でも300部発行し、市内の施設にて配布した。
(72)	高齢者福祉・介護保険サービスの充実と相談支援	高齢者福祉のしおりの発行	介護福祉課	市のサービスを中心に高齢者福祉サービス(介護保険給付サービスを除く。)を紹介する冊子を作成し、配布 発行部数:3,700部
(72)	高齢者福祉・介護保険サービスの充実と相談支援	介護サービス利用ガイドブックの発行	介護福祉課	市民向けに、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所など相談機関をはじめ、市内にある各種介護事業所の住所・電話番号を一覧として作成し、事業所情報の周知に努めた。また、介護保険サービス利用の適正な利用を促すためのQ&A集を作成し、周知した。
(82)	職業能力の向上に向けた機会・情報の提供	職業能力向上のための情報をパンフレット等で提供するとともに、市報・ホームページ等でも情報提供します。	経済課	窓口での東京都職業能力開発センターや仕事センター多摩による講習の案内パンフレット等の掲出やこがねい仕事ネット等で周知をした。
(83)	こがねい仕事ネットを活用した就業支援	就労支援サイト「こがねい仕事ネット」を活用し、求人情報や就労に役立つセミナー、面接会等の情報を掲載します。	経済課	就労支援サイト「こがねい仕事ネット」を活用し、求人情報や就労に役立つセミナー、面接会等の情報を掲載した。令和2年度「こがねい仕事ネット」閲覧数37,128件(パソコン版29,685件、携帯版7,443件)
(85)	事業所との連携及び情報提供	安心して働ける雇用環境や待遇の確保、女性を含めた方々の人材育成や登用の促進に向け、市内事業所への情報提供に努めます。	経済課	窓口で、国や都で作成しているチラシやパンフレットを掲出するほか、「こがねい仕事ネット」に事業者向けの就労支援等に関する情報を掲載した。またポケット労働法でも事業者向けの関係法令の情報を周知している。

作成元	配布・配架場所、周知方法							備考
	市報	市ホームページ	市役所・ 担当課窓口	市施設 (図書館、 公民館、 集会施設等)	市内 大学等	市内 金融機関・ 商業施設等	その他	
担当課		○						
市運営、事業者・ 市が情報入力							○	こがねい仕事ネットでの情報掲載
①都、国等 ②都編集、市印刷	○		○	○			○	商工会、東小金井事業創造センター、勤労者福祉サービスセンター
担当課		○	○	○			○	民生委員、地域包括支援センター、医師会・歯科医師会等
担当課			○				○	地域包括支援センター
国、都			○				○	こがねい仕事ネットでの情報掲載
市							○	こがねい仕事ネットでの情報掲載
国、都			○				○	こがねい仕事ネットでの情報掲載

Ⅲ 資料

1 行政委員会及び審議会等における女性の割合(令和3年4月1日現在)

I 行政委員会(地方自治法第180条の5)

名 称	総委員数 (人)	女性委員 (人)	割合(%) ※()は前回調査値	根 拠 法
教育委員会	4	2	50.0% (50.0%)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律
選挙管理委員会	4	1	25.0% (25.0%)	地方自治法第181条
人事委員会(公平委員会)	3	0	0.0% (0.0%)	地方公務員法第7条
監査委員	3	1	33.3% (33.3%)	地方自治法第195条
農業委員会	14	2	14.3% (14.3%)	農業委員会等に関する法律
固定資産評価審査委員会	3	1	33.3% (33.3%)	地方税法第423条
I 合計	31	7	22.6% (22.6%)	委員会数 6 女性を含む 委員会数 5 割合 83.3%

II 附属機関(地方自治法第202条の3)

名 称	総委員数 (人)	女性委員 (人)	割合(%) ※()は前回調査値	根 拠 法
指定管理者選定委員会	5	1	20.0% (20.0%)	公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例
長期計画審議会	16	7	43.8% (43.8%)	長期計画審議会条例
市民参加推進会議	12	6	50.0% -	市民参加条例
男女平等推進審議会	10	8	80.0% (80.0%)	男女平等基本条例
情報公開・個人情報保護審査会	5	2	40.0% (40.0%)	情報公開・個人情報保護審査会条例
情報公開・個人情報保護審議会	11	2	18.2% (18.2%)	情報公開・個人情報保護審議会条例
行政不服審査会	3	1	33.3% (33.3%)	行政不服審査法 行政不服審査法の施行に関する条例
防災会議	29	8	27.6% (20.7%)	防災会議条例
消防団運営審議会	11	1	9.1% (9.1%)	消防団運営審議会条例
安全・安心まちづくり協議会	18	4	22.2% (28.6%)	安全・安心まちづくり条例
国民保護協議会	24	4	16.7% (4.2%)	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、国民保護協議会条例
空家等対策協議会	12	1	8.3% (7.1%)	空家等対策の推進に関する特別措置法及び小金井市空家等対策協議会条例
公務災害補償等審査会	3	1	33.3% (33.3%)	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例
はげの森美術館運営協議会	6	2	33.3% (33.3%)	はげの森美術館条例
はげの森美術館収集評価委員会	5	0	0.0% (0.0%)	はげの森美術館条例
小口事業資金融資審議会	6	1	16.7% (16.7%)	小口事業資金融資あっせん条例
消費生活審議会	8	3	37.5% (25.0%)	消費生活条例
国民健康保険運営協議会	16	7	43.8% (40.0%)	国民健康保険条例
地下水保全会議	5	0	0.0% (0.0%)	地下水及び湧水を保全する条例
環境審議会	10	3	30.0% (30.0%)	環境基本条例
緑地保全対策審議会	10	5	50.0% (30.0%)	緑地保全及び緑化推進条例
廃棄物減量等推進審議会	15	6	40.0% (40.0%)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例
公共下水道事業審議会	7	3	42.9% (57.1%)	公共下水道事業審議会条例
民生委員推せん会	7	2	28.6% (42.9%)	民生委員法
福祉サービス苦情調整委員	2	1	50.0% (50.0%)	福祉サービス苦情調整委員設置条例
地域福祉推進委員会	12	7	58.3% (50.0%)	小金井市地域福祉推進委員会条例
障害支援区分判定審査会	22	8	36.4% (38.1%)	障害者総合支援法、障害支援区分判定審査会条例
児童発達支援センター運営協議会	11	8	72.7% (66.7%)	児童発達支援センター条例
介護保険運営協議会	20	6	30.0% (30.0%)	介護福祉条例
市民健康づくり審議会	15	4	26.7% (20.0%)	市民健康づくり審議会条例
食育推進会議	16	10	62.5% (62.5%)	食育基本法、食育推進基本条例

名 称	総委員数 (人)	女性委員 (人)	割合(%) ※()は前回調査値	根 拠 法		
青少年問題協議会	25	11	44.0% (44.0%)	青少年問題協議会条例		
児童館運営審議会	10	7	70.0% (70.0%)	児童館条例		
子ども・子育て会議	15	9	60.0% (60.0%)	子ども・子育て会議条例		
都市計画審議会	19	3	15.8% (15.8%)	都市計画法、都市計画審議会条例		
まちづくり委員会	10	0	0.0% (0.0%)	まちづくり条例		
交通安全推進協議会	20	2	10.0% (15.0%)	交通安全推進協議会設置条例		
都市計画事業東小金井駅北口土地区画 整理審議会	10	0	0.0% (0.0%)	東小金井駅北口土地区画整理事業施行規程を 定める条例		
都市計画事業東小金井駅北口土地区画 整理事業評価員	3	0	0.0% (0.0%)	東小金井駅北口土地区画整理事業施行規程を 定める条例		
奨学資金運営委員会	8	2	25.0% (12.5%)	奨学資金支給条例		
社会教育委員の会議	9	4	44.4% (50.0%)	社会教育法 社会教育委員の設置に関する条例		
市史編さん委員会	7	1	14.3% (14.3%)	市史編さん委員会条例		
文化財保護審議会	6	1	16.7% (16.7%)	文化財保護条例		
図書館協議会	10	5	50.0% (60.0%)	図書館協議会条例		
公民館運営審議会	10	4	40.0% (40.0%)	公民館条例		
公民館企画実行委員	29	8	27.6% (37.9%)	公民館条例		
Ⅱ 合計	543	179	33.0% (32.5%)	委員会数	女性を含む 委員会数	割合
				46	41	89.1%

Ⅲ 市長の私的諮問機関(設置要綱などによる委員会等)

名 称	総委員数 (人)	女性委員 (人)	割合(%) ※()は前回調査値	根 拠 法		
まち・ひと・しごと創生総合戦略等推進委員会	9	2	22.2%	まち・ひと・しごと創生総合戦略等推進委員会設置要綱		
行財政改革市民会議	10	2	20.0%	行財政改革市民会議設置要綱		
小金井市民交流センター運営協議会	9	3	33.3% (44.4%)	小金井市民交流センター運営協議会設置要綱		
市民協働推進委員会	6	2	33.3% (33.3%)	市民協働推進委員会設置要綱		
(仮称)小金井市新福祉社会館管理運営計 画策定委員会	9	3	33.3%	(仮称)小金井市新福祉社会館管理運営計画策定 委員会設置要綱		
福祉有償運送運営協議会	7	2	28.6% (14.3%)	福祉有償運送運営協議会設置要綱		
地域自立支援協議会	22	12	54.5% (42.9%)	地域自立支援協議会設置要綱		
予防接種健康被害調査委員会	6	1	16.7% (16.7%)	予防接種健康被害調査委員会設置要綱		
子ども家庭支援センター運営協議会	10	9	90.0% (90.0%)	子ども家庭支援センター運営協議会設置要綱		
地域公共交通会議	19	1	5.3% (5.3%)	地域公共交通会議設置要綱		
在宅医療・介護連携推進会議設置要綱	8	3	37.5% (37.5%)	在宅医療・介護連携推進会議設置要綱		
認知症施策事業推進事業	9	5	55.6% (55.6%)	認知症施策事業推進事業設置要綱		
生活支援協議体	6	4	66.7% (66.7%)	生活支援事業協議体設置要綱		
保育計画策定委員会	13	10	76.9% (66.7%)	保育計画策定委員会設置要綱		
都市計画マスタープラン策定委員会	14	4	28.6% (28.6%)	都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱		
住宅マスタープラン策定委員会	10	3	30.0%	小金井市住宅マスタープラン策定委員会設置要綱		
東小金井駅北口まちづくり協議会	16	3	18.8% (18.8%)	東小金井駅北口まちづくり協議会設置要綱		
いじめ防止条例検討委員会	10	3	30.0% (30.0%)	いじめ防止条例検討委員会設置要綱		
小金井市学校運営協議会	11	5	45.5%	小金井市学校運営協議会に関する規則		
玉川上水・小金井桜整備活用推進委員 会	4	0	0.0%	小金井市玉川上水・小金井桜整備活用推進委 員会設置要綱		
放課後子どもプラン運営委員会	19	8	42.1%	小金井市放課後子どもプラン運営委員会設置要綱		
Ⅲ 合計	227	85	37.4% (38.2%)	委員会数	女性を含む 委員会数	割合
				21	20	95.2%

Ⅰ + Ⅱ + Ⅲ = 総合計	801	271	33.8% (33.3%)	委員会数	女性を含む 委員会数	割合
				73	66	90.4%

2 男女共同参画の視点からの表現に係る調査結果(令和2年度)

庁内全課(対象42課)に、印刷物や電子媒体を活用した情報発信の際に、男女共同参画の視点からの表現が適正になされているかを調査しました。

令和2年度に印刷物や電子媒体を活用して情報を発信した課は40課で、全体の95.2%でした。

作成時に留意している男女共同参画の視点としては、下表のとおりとなっています。

Q1 令和2年度中に印刷物や電子媒体を活用して情報を発信したことがありますか？

ある	40課(95.2%)
ない	2課(4.8%)

■男女いずれかに偏った表現

Q2 男女双方を対象としているにもかかわらず、いずれかの性別のみが対象であるかのような印象を与えないようにしていますか？

A 十分できている	35課(87.5%)
B 概ねできている	5課(12.5%)
C できている面もあるが不十分である	—
D (あまり)できていない	—

■性別によるイメージを固定化した表現

Q3 男女の役割分担意識や職業などのイメージを強調したり、個性を性別と連動させた表現を使用しないようにしていますか？

A 十分できている	35課(87.5%)
B 概ねできている	5課(12.5%)
C できている面もあるが不十分である	—
D (あまり)できていない	—

■男女が対等な関係となっていない表現

Q4 男女のいずれかが中心的、もう一方が補助的・従属的な存在と決めつけた表現や、性別による能力や適性の優劣があるかのような表現を使用しないようにしていますか？

A 十分できている	35課(87.5%)
B 概ねできている	5課(12.5%)
C できている面もあるが不十分である	—
D (あまり)できていない	—

■男女で異なった表現

Q5 男女で異なる表現を使用しないで、公平性、中立性を欠かさないようにしていますか？

A 十分できている	35課(87.5%)
B 概ねできている	5課(12.5%)
C できている面もあるが不十分である	—
D (あまり)できていない	—

■人目を引くための手段として使う表現

Q6 伝えたい内容と無関係に、いずれかの性別の外見や、性的側面を強調した表現を使用しないようにしていますか？

A 十分できている	35課(87.5%)
B 概ねできている	5課(12.5%)
C できている面もあるが不十分である	—
D (あまり)できていない	—

部名	課名	Q1 情報発信の有無		Q2	Q3	Q4	Q5	Q6
		ある	ない					
企画財政部	企画政策課	○		A	A	A	A	A
	財政課	○		A	A	A	A	A
	広報秘書課	○		A	A	A	A	A
	情報システム課		○	-	-	-	-	-
総務部	総務課	○		A	A	A	A	A
	職員課	○		A	A	A	A	A
	管財課	○		A	A	A	A	A
	地域安全課	○		A	A	A	A	A
市民部	市民課	○		A	A	A	A	A
	コミュニティ文化課	○		A	A	A	A	A
	経済課	○		A	A	A	A	A
	保険年金課	○		A	A	A	A	A
	市民税課	○		B	B	B	B	B
	資産税課	○		A	A	A	A	A
	納税課	○		A	A	A	A	A
環境部	環境政策課	○		A	A	A	A	A
	ごみ対策課	○		A	B	B	B	B
	下水道課	○		A	A	A	A	A
福祉保健部	地域福祉課	○		B	B	B	B	B
	自立生活支援課	○		A	A	A	A	A
	介護福祉課	○		A	A	A	A	A
	健康課	○		B	B	B	B	B
子ども家庭部	子育て支援課	○		A	A	A	A	A
	保育課	○		A	A	A	A	A
	児童青少年課	○		A	A	A	A	A
都市整備部	都市計画課	○		A	A	A	A	A
	道路管理課	○		B	B	B	B	B
	建築営繕課		○	-	-	-	-	-
	交通対策課	○		A	A	A	A	A
	まちづくり推進課	○		A	A	A	A	A
	区画整理課	○		A	A	A	A	A
会計課		○		A	A	A	A	A
議会事務局		○		A	A	A	A	A
選挙管理委員会事務局		○		A	A	A	A	A
監査委員事務局		○		A	A	A	A	A
農業委員会事務局		○		A	A	A	A	A
学校教育部	庶務課	○		A	A	A	A	A
	学務課	○		A	A	A	A	A
	指導室	○		A	A	A	A	A
生涯学習部	生涯学習課	○		A	A	A	A	A
	図書館	○		A	A	A	A	A
	公民館	○		B	A	A	A	A

発行 小金井市
企画財政部企画政策課男女共同参画室
〒184-8504 小金井市本町六丁目 6 番 3 号
電話 042-387-9853 FAX 042-387-1224
E-mail s010303@koganei-shi.jp